

第100回宍粟市議会定例会会議録（第4号）

---

招集年月日 令和3年9月9日（木曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 議 9月9日 午前9時30分宣告（第4日）

---

議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 第 59号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）

第 60号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）

第 61号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予  
算予算（第2号）

第 62号議案 令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予  
算（第1号）

第 63号議案 令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第  
1号）

第 64号議案 令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第  
1号）

第 65号議案 令和3年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）

第 66号議案 令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1  
号）

第 67号議案 令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 3 第 68号議案 宍粟市デジタル社会推進基金条例の制定について

日程第 4 第 69号議案 宍粟市千種市民協働センター条例の制定について

日程第 5 第 70号議案 公立宍粟総合病院薬剤師修学資金貸与条例の制定につ  
いて

日程第 6 第 71号議案 宍粟市産業立地促進条例の一部改正について

日程第 7 第 72号議案 宍粟市一宮温泉施設条例の一部改正について

日程第 8 第 73号議案 兵庫県市町交通災害共済組合の解散について

	第 74号議案	兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
	第 75号議案	兵庫県市町交通災害共済組合の規約の一部変更について
日程第 9	第 76号議案	宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第 10	第 77号議案	令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 78号議案	令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 79号議案	令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 80号議案	令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 81号議案	令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 82号議案	令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 83号議案	令和2年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 84号議案	令和2年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 85号議案	令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1	一般質問	
日程第 2	第 59号議案	令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）
	第 60号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第 61号議案	令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
	第 62号議案	令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予

		算（第1号）
	第 63号議案	令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第 64号議案	令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
	第 65号議案	令和3年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 66号議案	令和3年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第 67号議案	令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 3	第 68号議案	宍粟市デジタル社会推進基金条例の制定について
日程第 4	第 69号議案	宍粟市千種市民協働センター条例の制定について
日程第 5	第 70号議案	公立宍粟総合病院薬剤師修学資金貸与条例の制定について
日程第 6	第 71号議案	宍粟市産業立地促進条例の一部改正について
日程第 7	第 72号議案	宍粟市一宮温泉施設条例の一部改正について
日程第 8	第 73号議案	兵庫県市町交通災害共済組合の解散について
	第 74号議案	兵庫県市町交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
	第 75号議案	兵庫県市町交通災害共済組合の規約の一部変更について
日程第 9	第 76号議案	宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第 10	第 77号議案	令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
	第 78号議案	令和2年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 79号議案	令和2年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 80号議案	令和2年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 81号議案	令和2年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	第 82号議案	令和2年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算

の認定について

第 83号議案 令和2年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 84号議案 令和2年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 85号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

応 招 議 員 (16名)

出 席 議 員 (9名)

2番 垣口真也 議員	3番 神吉正男 議員
4番 浅田雅昭 議員	5番 八木雄治 議員
7番 前田佳重 議員	9番 山下由美 議員
11番 田中一郎 議員	15番 大久保陽一 議員
16番 飯田吉則 議員	

控 室 議 員 (6名)

1番 中本隆敏 議員	6番 西本 諭 議員
8番 津田晃伸 議員	10番 大畑利明 議員
12番 林 克治 議員	14番 今井和夫 議員

---

欠 席 議 員 (1名)

13番 宮元裕祐 議員

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 小谷慎一 君	書 記 大谷哲也 君
書 記 小椋沙織 君	書 記 中瀬裕文 君

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福元晶三 君	副 市 長 富田健次 君
教 育 長 中田直人 君	市 長 公 室 長 水口浩也 君
総 務 部 長 前田正人 君	市 民 生 活 部 長 森本和人 君
健康福祉部長 津村裕二 君	産 業 部 長 樽本勝弘 君

建設部長 太中 豊和 君

波賀市民局長 坂口 知巳 君

会計管理者 前川 満 君

教育委員会教育部長 大谷 奈雅子 君

一宮市民局長 上長 正典 君

千種市民局長 福山 敏彦 君

総合病院副院長兼事務部長 菅原 誠 君

農業委員会事務局長 田路 仁 君

(午前 9時30分 開議)

○議長（飯田吉則君） 皆様、おはようございます。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、3密を防ぐ観点から、議員の議場への入場について調整しております。

なお、入場していない議員については、控室のモニター等において本会議を視聴していただくこととしております。御理解をお願いします。

これから、本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。

宮元裕祐議員より本日の会議を欠席する旨の届けが出ております。御報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

#### 日程第1 一般質問

○議長（飯田吉則君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

山下由美議員の一般質問を行います。

9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 9番の山下由美です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

外出支援サービスについて。

現在、健康福祉部障害福祉課において、外出支援サービスの見直しが検討されております。

コロナ禍による生活困窮や閉じこもりなどの問題が深刻化している今、外出支援サービスの見直しを行う理由についての説明を願いたい。市民には、なぜ今、見直す必要があるのかが分かりません。

外出支援サービスは、高齢者や障がい者の移動を保障する福祉公共システムの確立を求める人々の請願が採択され、当時の市長が地域の声を聞きながら何度も話し合いを重ね、具体策を練り上げていきました。見直しを検討するのなら、現状を説明し、障がいを持たれている方やタクシー事業者も含めた全市民の声を聞き、話し合いを重ね、具体化を行うべきであると思います。どう考えられるか。市長に伺います。

続きまして、トイレにトイレットペーパーがあるように、生理用品の配置を。

現在、宍粟市においては生理用品の無償配布を希望者に行っており、評価をして

おります。

ジェンダー平等の観点から考えても生理用品がなければ女性は学校にも行けないし、仕事にも行けない。日常生活かまともに営めない。市内の小学校、中学校、公共施設のトイレに、無償で使える生理用品を配置するべきではないか。市長に伺います。

続きまして、コロナ禍における今、芸術・文化団体への支援を。

6月議会におきましても、芸術文化活動等実施団体への具体的な支援策を求めました。市長は、芸術文化活動等実施団体がコロナ禍で大変な苦勞をされていることを理解しておられ、どのような支援ができるか検討を行うという御回答でありましたが、具体策の検討は進んでいるのかどうか。市長に伺います。

以上が1回目の質問であります。

○議長（飯田吉則君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞ本日もよろしく願い申し上げます。

山下議員の御質問にお答え申し上げたいと、このように思います。

大きく3点頂いておりますが、外出支援サービスにつきまして、私のほうから回答させていただきたいと思っております。あと、生理用品、あるいは文化団体は具体のこともありますので、後ほどそれぞれ担当のほうから御答弁させていただきます。

外出支援サービス事業につきましては、先ほどもお話がありましたとおり、福祉や生活支援の面から、今後も継続的に実施していかなければならない大変重要な事業であると、このように考えております。これはお話のとおりだと、このように思っております。

じゃあ、1点目のなぜ今、この制度を見直す必要があるのかと、このことではありますが、外出支援サービス事業は、障がいのある人や、あるいは高齢者の移動支援として有効に機能をしておると、このように承知をしておりますし、それにかかわっている方にも大変感謝を申し上げるところであります。長年にわたる制度を順次時代に応じて改正を経て現在の形と、このようになっております。もちろん創設時の状況も私も一定理解をしておると、このように思っております。

利用者の方の面から考えますと、他団体との比較においても手厚い福祉サービスとなっているのではないかなど、このように私は思っております。それがいいとか悪いとかではなしに、現状はそういう状況であります。時の経過とと

もに行政サービスとして適切なものとなっているのかなど、常に検証を行っていく必要があると、このように考えておるところであります。

今後におきましても、この制度をどう維持し、その役割をどこに持っていくのかということについては、常任委員会等においても、利用承認する基準は明確か、あるいは利用している人、利用していない人に対して、公費の使途は公平かなどなど御意見も頂いておるところであります。これらの課題をしっかりと整理し、今後も持続可能な制度となるような見直しを図っていく必要はあるものと、このように考えております。

今の制度、これまでの歴史的な、あるいはこれまでのやつがベターであるかという点、それもいろんな御意見があろうかと、このように思っておるところであります。

2点目の制度の見直しにあたり、市民の声を聞くべきについてであります。外出支援サービス事業を将来に向けて持続していくために、どのような見直しが必要かという視点で協議を進めております。その協議の検討段階では、利用料金の値上げや、あるいは利用目的の制限などについて、それぞれ課題を整理して議論が必要であります。委員会の意見であったり、可能な限り関係者や、あるいは事業者の意見を伺って進めていくことが重要だと、このように考えておりますので、そういう方向で可能な限りいろんな方々の御意見を聞く中で、持続可能な制度としてこのことを捉えていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） それでは、私の方からは、公共施設や小中学校のトイレに無償で使える生理用品を配置するべきではないかについての御質問にお答えをさせていただきます。

御提案のように、生理の貧困問題の観点からも、また、ジェンダー平等の観点からも、トイレトペーパーの常備が当たり前になっているように、生理用品が常備され、誰でも自由に使用できる状況が人に優しいまちとして理想的であるというふうに考えております。

しかしながら、財政的な課題もありますし、仕組みや対応の方法も含め、現状におきましては、そういった配置をすることに対する目的であったり、趣旨においてもそれぞれ所管が分かれておるといようなことが現状でございまして、今後関係部局において横断的に共同して検討してまいりたいというふうに考えております。



○議長（飯田吉則君） 大谷教育部長。

○教育委員会教育部長（大谷奈雅子君） 私からは、コロナ禍における芸術・文化活動団体への支援について、お答えいたします。

長引くコロナ禍の影響を受け、宍粟市文化協会をはじめ芸術や文化の分野で活動されている団体やグループの皆様は、日々の活動やイベント行事等の中止・縮小が余儀なくされ、発表の機会も失われている状況です。

芸術文化の振興は、人々に楽しさ、そして感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにする大切なものであります。また、地域コミュニティの一体感や連帯感の醸成にも寄与しているところです。

芸術文化の振興につきましては、本年度策定予定の「第2期社会教育振興計画」におきまして、地域の歴史や伝統文化の継承とともに、基本施策の一つと位置づけているところであります。

課題を整理しながら、策定委員であります社会教育委員の皆様とも現在協議を重ねている状況でございます。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） それでは、外出支援サービスにつきまして、再質問をさせていただきます。

現在は、コロナウイルス感染症の拡大により、誰一人取り残さないという立場で施策を展開する必要性が特に重要となってきております。

よく御存じであるとは思いますが、兵庫県の明石市では、施策を実施するときには、市民に対して「困り事はないですか」と市民向けのアンケートを実施しております。このように何らかの方法を用い、市民の声をより多く聞き、施策に生かすことが現在は特に必要となってきております。

行政が何をしているのか分からないというような状況は絶対に避けなければなりません。この事柄についての市長の見解を伺います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 3月議会で条例を制定していただいて、議決をいただきました。それに基づいて、まさに誰一人取り残さないまちをつくっていく、このことがまさに人口減少社会の中で我がまちのこれから生き残っていく大きなところではないか、重要な課題ではないかなど、このことを申し上げました。その観点は当然我々もであります。市民の皆様一人一人もその思いを共有しながらまちづくりを進めていくことが私はとても重要だと、このように考えています。

とりわけ、お話があったとおり、今日のコロナ禍の状況の中で、まさにその理念を共有しながら施策をしっかりと展開することが大事だと、このように思っております。

そういう中で行政がいろいろアプローチをかけながら、市民の皆様には情報提供しながらやっているのも現実ではありますが、なかなか限界もあるところでもありますので、特に議会でこうやっていろんな御提案をいただいたこと、日常の政治活動の中でお気づきになられたこと、また我々もアンテナを高くしながら、市民に寄り添いながら施策を展開し、時宜を得た、あるいは的確な行政サービスを推進することこそ、私は今求められると、このように捉えております。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） それでは、質問を続けさせていただきます。

令和3年8月11日の文教民生常任委員会資料の説明によりますと、現在、障害福祉課において、外出支援サービスの見直し案が検討されております。内容といたしましては、三つの視点が示されております。

一つ目は、外出支援サービスへの財政負担の軽減であり、検討事項といたしましては利用料金の値上げ、また人工透析を受けておられる方への支援が一個人に対する市負担が大き過ぎるといふ指摘があるとのことで、現行制度を継続するとしても、利用回数の制限や行き先のバス利用の奨励を検討、また、市または総合病院直営での無償運送へと移行することで費用の削減が期待できるとされております。

しかし、年96枚、1カ月8枚を上限に交付されております現状においては、往復で月に4回のみ利用となり、通院だけでも足りなくなるという実情があります。

現在、人工透析を受けておられる方への支援は枚数制限がないということになっておりますが、これは付け加えておきます。しかし、そのほかの人は年96枚、上限ということになっております。

見直し案の二つ目は、外出支援サービスの曖昧な基準の明確化であります。

利用の申立て項目や個別調査による判定方法を見直し、明確な判断基準を設定する方向で整理するとされております。また、行き先、利用目的、運行範囲の確認も検討されております。

見直し案の三つ目は、外出支援サービス事業指定事業者に対してのチェック機能の強化が挙げられております。

新型コロナウイルス感染症の渦中で、市民の命と健康が脅かされ、不安な日々が続いております。このようなときに、外出支援サービスの見直しを行うことは不適

切ではないでしょうか。市民に対し、外出支援サービスを今利用されていて、何か困り事はないですかと多くの人の声を聞き、よりよい外出支援サービス事業をつかっていくべきときではないですか。市民の多くはなぜ今見直しを行うかということを理解しておりません。この現状に対する市長の御見解を伺います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど大きく3点の整理がありましたが、これまでも議会や、あるいは委員会からもいろいろ御指摘もあったことは承知しております。今の制度が、繰り返しになりますが、必ずベターではないという御意見も頂いております。いかにして持続可能で、その中で行政サービスを提供していくかということも非常に重要な課題であります。その面での先ほどおっしゃったようなことについて、見直しについて委員会に提案をしておるということであります。

今、それが決定されたというふうには私は理解しておりませんが、いかにこういった形で市民の皆さんの税の公平性、あるいは行政サービス、まさに誰一人取り残さないまちをどうやってつくるか、そのためにはどうあるべきかということについては、私は常に見直ししながら、そのことを検討しないといけないと、このように認識をしておるところであります。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） それでは、質問を続けさせていただきます。

外出支援サービス事業の見直し視点の3番目であります。外出支援サービス事業、指定事業者に対するチェック機能の強化に対して、なぜ今、外出支援サービス事業の指定事業者へのチェック機能を強化しなければならないのかということも市民は理解をしておられません。それは市が市民に対して某外出支援サービス事業指定事業者においての不適切な受給があったという現状の説明を行っていないからであります。

令和3年3月5日の文教民生常任委員会の資料によりますと、平成31年3月に某外出支援サービス事業者の特定の従業員が外出支援サービスで不適切な受給をしているという内容の通報を受け、事業者を訪問し、事実確認を行っておられます。市はそのほかの部分での不適切な処理がないか、確認が必要だと判断し、事業者から契約に基づく業務日報、タクシー運行記録の提出を求めて既に提出のある運行日誌支払いの根拠資料との突合を行っております。

その結果、業務日報では十分な確認ができないものが722件あり、722件の合計金額は236万1,180円ということになっておりました。そして、その事業者に説明を求

めましたところ、このうち令和2年12月11日に不適切な請求として28件、17万8,100円分があるとの報告を受け、報告のあった28件以外の部分については、再度事業所で保管している資料で運行を確認できるものや、説明できる資料の提出を求め、事業者からは別の管理台帳やタクシー配車受付簿の提出があり、確認できたものを除く38件、24万1,100円について不適切な請求分として返還を請求しております。調査の対象期間は、平成26年度から平成30年度運行分であり、処分内容としては文書による嚴重注意とのことであります。

このような外出支援サービス事業の問題点を市民に明らかにせず、説明もしない現状がある中で、財政負担の軽減を理由に外出支援サービスの後退を許すことはできません。

令和3年3月5日の文教民生常任委員会の資料の中の説明で、外出支援サービス事業指定事業者に対する支払い時の確認書類が不十分であったり、事業者への指導が十分にできていない部分があったと市が認めております。外出支援サービス事業指定事業に対するチェック機能の強化を行えば、財政負担の軽減につながるのではないかと考えますが、どうか、市長にお伺いいたします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ただいま委員会の状況等々、それからこれまでの状況については今おっしゃったとおりであります。だからこそ、チェック機能の強化をする中で、適正な外出支援サービス事業を展開することが重要だと、このように思っております。そのことが外出支援サービス事業の後退につながると、こういう因果関係はないだろうと、このように思ったおりますので、そのように私は理解しておりますので、多分そういうことも含めて常任委員会の中でいろいろ御議論なされて、しっかりチェックをすることも大事ですよという、このことも御意見を踏まえて担当部局としてそういった形で提案しておるんじゃないかなあと、このように思いますので、私はそのように理解しております。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） コロナ渦中の今、市民の命や暮らしが脅かされております。そういうときであるからこそ、財政負担の軽減を考える視点は現時点におきましては、チェック機能の強化、この点に絞るべきではないでしょうか。市長にお伺いいたします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ちょっと理解ができない部分があるかも分かりませんが、チ

チェック機能の強化が駄目だとおっしゃっているのですか。それを通じてという意味が分かりませんので、十分なお答えはできませんが、財政のことに関しましては、私は繰り返し申し上げますが、持続可能なこの事業を展開するためには、いろんな見直しも時として必要だろうということで、この議論を始めておると、このように理解しております。

したがって、チェック機能がしっかりすることによって、その財政の問題、あるいはサービスの低下につながるかという、私はそこはちょっと理解できない部分がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 申し訳ありません。ちょっと私の説明が不十分で市長による伝わってなかったことは、申し訳なかったと思います。

私が言っておりますのは、外出支援サービスのチェック機能が今まで十分に働いていなかったということを支払い時の確認書類が不十分とか、事業者への指導が十分に行き届いていなかったというような形で、市から報告がありましたので、今そのようなことを十分に行えば、財政的な負担も減ってくるのではないかと。

ですから、コロナ禍の今は利用者への外出支援サービスを引き下げるのではなくて、チェック機能の強化というところで市がしっかりと働いていただければ、財政負担の軽減ということにつながるのではないかと。そういったところから始めていただけないかということですが、お分かりになっていただけましたでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） よく分かりました。そういう観点ではチェック機能を強化して、適正に事業を執行するという、そのことは先ほどおっしゃったように財政負担につながることもあると、こういうふうにおっしゃっておりますが、まさしくそのとおりでありますので、チェック機能の強化については、さらにこのことについては、また今後委員会の中でも十分御議論いただきたいと、このように思います。質問の趣旨は理解できました。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 理解していただいてチェック機能の強化によって、財政負担の軽減につなげるという、そういう方向を考えていただきたい中で、やはりコロナ禍中の今、市民の命と暮らしを守るためには、外出支援サービスは絶対に後退させてはならない。むしろ利用回数をこの制度が始まった当初の枚数であります年192

枚、月16枚、往復で月8回利用できる、週に2回利用できれば、病院や公的機関にも行きやすくなります。そのように改善すべきではないでしょうか。市長の考えを伺います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今おっしゃったことの意味合いは理解できますが、繰り返しになります。やっぱりこの制度を持続させていくために一体どうなのか、これまでのことがどうだったのか、あるいはしっかりチェックもしながら、この制度をしっかりと確立させていく、これはこれからもずっと発展的に続いていくだろうと思いますので、そういう観点で、いろいろまた委員会でも御議論いただいたらありがたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） これまでの外出支援サービスの決算額を見ていきますと、平成25年度の1億342万1,000円をピークに、令和元年度は8,435万6,000円、そして令和2年度決算7,580万8,000円ということで、854万8,000円の減というふうに減少しているわけでありますね。ですから、やはりサービスの後退ということを考えていくよりも、今はむしろサービスをどのようにしていったらいいかということその対象者の人々に聞いて、その人たちがやはり大切な命をつなげることができる、そんなサービスに改善していってほしいと思うわけであります。いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） この制度の趣旨は私も十分理解しておりまして、おっしゃったように大切な命をつなぐ、その中でいかに持続させていくかという、この観点も非常に重要でありますので、いろんな観点からこの事業については、また議会でもいろいろ御意見を頂きながら、またそれぞれ議員の皆さんも市民の皆さんに十分いろんな形で意見もお聞きになっておられると思います。私も聞いておりますので、そういう中でこの制度について議論が深まれば、なお持続できるように、目的が達成できるように、双方でいろいろ議論を展開させていただいたらありがたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） そもそもこの外出支援サービスの原点は何であったのか、どういうところから始まったのか、ここが大切であると思います。旧山崎町時代でありましたが、外出支援サービスがないと移動が困難な高齢者や障がい者などがお集

まりになり、自らの命を守るために何度も話し合いを持ち、署名活動を行い、請願書を提出、議会において全会一致で採択され、当時の市長が市民の声を聞くために何度も何度も関係者と話し合いを持ち、実現したサービスであります。高齢者や障がいのある人たちの大切な命をつないでいく一人の人も取り残さないための施策として誕生、出発したものであります。

自宅から目的地までの送迎を一番の願いとしていました。なぜならば、そのことが命を守るために必要であるからです。だからこそ、よりよいものに改善すべきであり、市民に現在の外出支援サービスの現状を明らかに説明し、よりすばらしいサービスにするため、施策の展開を図っていかなければならないと私は考えております。後退は絶対に許すことはできません。市長のお考えを伺います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほどおっしゃったように、創設の当時に私も関わっておりましたし、その会議にも何回も出席も事務方として参加しておりました。当時は、御承知のとおりバスが、公共交通がなかなかうまくいかないということもあって、やっぱりそういった形でどうやって病院に行くカバーができるのかと、そのときの制度でこういったことを活用していこうと、こういう始まりがあったわけでありませす。

その後、時代とともに病院だけではなく、芸術文化にも触れられる、そういう機会もつくっていかう、あるいは買い物にも、こういうことで発展的にきたのが現状だと、このように私は理解をしております。それは先ほどおっしゃったように、この外出支援サービス事業の理念、この理念はやっぱりしっかり押さえた上で、いかにして市として持続をさせていくか、こういったことを考えなくてはならない、この両面でしっかり捉えることが大事だと、このように思っております。したがって、趣旨そのものについては私は理解をしておるつもりであります。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 趣旨そのものについて理解していただくということはありがたいことではありますが、病院や公的機関だけではなく、芸術文化、様々なものに触れられるようにとおっしゃいますが、やはり現在の枚数ではそれはできないわけでありませす。病院に行くのすら足りなくなるといふ方もいらっしやいます。そのような意見を市長にはぜひ聞いていただきたい、そのように思うのですが、どうでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、それぞれ議員の皆さんもいろんな形で市民の皆さんからいろんな御意見をそれぞれ聞いて、この議会の中あるいは委員会の中で我々といろいろ御議論なされておると、このように思います。そういったことを踏まえながら、それぞれこのサービスをどうやっていくのか、あるいは今後どうしていくのか、現状もしっかり認識しながら意見を交わすことは重要だと、このように考えておりますので、その観点でよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 市民の声を聞きながら外出支援サービスを充実していくというお気持ちがあるというふうに理解してよろしいわけですね。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） そうやって念を押されますと、先ほどから言ってますように、充実というのはいかにしてどうなのかということで、まずもってこの制度をいかに持続させていくかということも私は大事な要素だと、このように思っています。そのためには一体何が課題なのか、その課題を解決するためには一体どうしたらいいのか、これは議会ともいろいろ協議しながら、それぞれ市民の皆さんの声を吸い上げながら、それぞれ議論を交わすことは大事だと、このように思っておりますので、そういう観点でお願い申し上げたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 市長も最初に申されました誰一人の取り残さないという観点でしっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、トイレにトイレットペーパーがあるように生理用品の配置をということにつきましての再質問をさせていただきたいと思います。

トイレへの配置が理想的であると考えているという御回答を得まして大変うれしく思いました。そして、今後検討していくということでもあります。

そこで再質問であります。生理の貧困とは、経済的貧困だけが原因ではなく、配偶者からのDV、保護者によるネグレクト、養育放棄、父子家庭の場合、父親からの理解が得られないなどによって、生理用品が入手できない、また羞恥心から購入することができないなどというケースがあるように聞いております。

各地の取組といたしましては、宍粟市のように災害備蓄品の無償配布、これが主流になっているようではありますが、既に御存じであるとは思いますが、兵庫県明石市では市内の小中高などでも保健室で希望する生徒たちに養護教諭が渡すということを決めております。また、ほかの市では、市内の全小中学校のトイレに生理用



品が巾着袋に設置され、自由に使えるようにされているところもあります。

このように、小中学校のトイレに設置しております自治体では、洗面スペースにプラスチックケースに入れての設置や、個室内に巾着袋に入れてフックにつり下げて衛生面に対しても非常に気を使いクリアをされております。

私は、やはりこういう自治体が既にありますので、宍粟市においてもより早く実現をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 宍粟市におきましては、御承知のことと思うんですが、改めてちょっと御紹介をさせていただきたいと思っております。昨年、男女共同参画の関係で誰も取り残さないというふうな条例制定をさせていただきまして、その延長になります。本年4月より宍粟市の男女共同参画センター、防災センターのほうで設置をさせていただいております。その中で、現在のところ毎月第1火曜日と第3金曜日に女性相談の日を設けておりまして、そこの中では、それこそ単純な生理の貧困に係ることに限らず、例えば家庭内のDVでありますとか、地域の中で暮らしていく様々な女性が抱えておられるような御相談を受け、そういった仕組みを整えたところでございます。

また、あわせて健康福祉部のほうでも、そういった家庭のDV相談でありますとか、一人親家庭に関する相談等々も随時受けるようになっておりまして、そういった中で、例えば生理用品云々のお話が出る場合には、もちろんそれに対応できるような予算化もしておりますし、それは直営事業でございますけれども、一方、同じような事業で市内のNPO法人に女性活躍のための相談、そういった部分の委託事業も並行して実施をしております。また、そういった中でもそういった貧困の問題等々も含む中で生理用品を配布できるというふうな、現状におきましてはそういう形ができておりますので、さらに現在のところは各公共施設に生理用品を置いていくというようなどころまではできていないんですけれども、そういったことも含めて今後協議をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） 先ほど健康福祉部長から説明がありましたように、宍粟市においてもやはりそういったところで頑張ってくださいとおるということは、よく存じ上げております。そして、引き続いてやはりトイレで自分が必要なときに使えるということが一番よいことということで、今後検討していくということであります。

やはり生理用品を保健室にもらいに行っても先生がおられないときがあるとか、またもらったから返しにいかなければならないとかいうような現状があるようなわけではありますが、ジェンダー平等の観点から考えても、やはりトイレで自分が必要なときに使えることが一番よいと考えますので、その点はそのように考えていくと健康福祉部長が言われましたので、進めていっていただきたいと思います。

続きまして、コロナ禍における今、芸術文化団体への支援をとということにつきまして、再質問をさせていただきたいと思います。

6月議会で私の質問時の大谷教育部長の御説明によりますと、2020年7月から2021年2月まで、文化会館のホールに限り使用料の50%を兵庫県芸術文化協会と市が負担しましたということをおっしゃってくださって、それで7団体に支援してくださっており、金額にして16万270円、1団体当たり約2万3,000円の支援、これが行われたというように御報告してくださいました。この文化会館のホールを利用した場合、定員がたとえ50%となったとしても、ホール使用料4万3,050円とか、あるいは附属設備費3万4,000円とか、合計7万7,050円というような負担は最低限かかってくるということで、やはり大きな負担であるなというふうに感じられるわけですね。

しかしながら、やはりこのコロナ禍の中だからこそ、より美しい文化芸術に触れる機会をやはり市が保障していくということは、非常に大切なことであると私は思っております。

ですから、今後も緊急事態宣言などで定員が50%になっても同じように費用がかかるわけですから、会場費の減額はきちんと市が保障していくべきではないでしょうか。芸術文化活動等実施団体は感染防止のために定員を50%に減らして、そして入場者の氏名と連絡先の把握、また検温、消毒のために大変な努力をしておられます。そのような努力をしておられるからこそ、より一層やはり今後も会場費の支援を宍粟市が責任を持つてする必要があるのではないかと私は考えます。市長の御見解を伺います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 6月議会でも申し上げたと思うんですが、特に文化会館の使用につきましても、当然、文化会館のそれぞれの運営の面で理事会があるわけではありますが、その中には文化協会の代表の方とか、あるいは芸術文化、いろんな方々がお入りになって、その理事会で文化会館の運営等々を議論したり、意見交換をするわけではありますが、先ほどおっしゃったとおり、前にもお答え申し上げたとおり、

それぞれの団体の皆さんは、この状況の中で非常に御苦労されておると、こういう状況であります。

また、繰り返しになりますが、4月25日に3回目の非常事態宣言が発令され、延長されたということで、多分6月の20日までだったかな、ちょっと忘れましたが、その間、市独自として公共施設の利用制限をさせていただきました。それらの協力もしていただきながら、市民の皆さんやそれぞれ団体の皆さんも大変な御苦労の中で、何とか感染後早く収束したいと、こういう思いでその間来ております。その後、一定使用については人数制限とか、あるいは時間制限とか、こういう形で今現在もあるわけではありますが、その御苦労は十分私も承知しております。

しかし、市民の皆さんにとって、やっぱり先ほどおっしゃったように、芸術文化というのはやっぱり心のよりどころだったり、明日への活力だったり、あるいは活動されている人たちそのものが生きがいであったり、いろんな成就感を味わったり、これは非常に大事なことであります。このことは十分理解をしておりますので、市としても、これまで芸術文化を含めてそういった活動の奨励はどんどんして行って、特に文化協会を中心にしながら、市も支援をしてやってきた経緯があります。そういったことも含めて、先ほど担当部長が答弁申し上げたとおり、社会教育の振興計画ということで、これからの社会教育の在り方だったり、今後団体との関わりだったり、あるいは支援の在り方だったり、そういったことも意見交換をする中で、その計画の中で盛り上げていこうということでもありますので、大卒はその中で方向性をしっかり出していただく中で、市としての役割を明確にしていく必要があるのではないかなと、このように思っております。

ただ、今おっしゃったように、文化会館7万7,000円、あるいは活動によってはもっと10何万とか、いろいろあるわけであります。それで一体何が必要なのか、あるいはどうなのか、あるいはこのコロナ禍の中で市がどこまで支援できるのか、あるいは県との役割もありますし、そういったことも十分整理しながら、この問題は先ほど申し上げたとおり、しっかり議論してまいりたいと、このように思います。

ただ、今すぐ困っていらっしゃる方も十分承知しております。いろいろ御意見も頂いております。人数制限すると当然のことです、1,000円で500人であったやつが、1,000円で250人になると。だから運営がと、こういうことでもありますので、そういう観点での御質問だと思いますので、きちっと捉えさせていただいておりますので、今結論は持っておりませんが、そういうことで検討していきたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 9番、山下由美議員。

○9番（山下由美君） コロナ禍における芸術文化団体への支援を前向きに検討していただくということで、私の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） これで、9番、山下由美議員の一般質問を終わります。

続いて、前田佳重議員の一般質問を行います。

7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） おはようございます。7番、前田佳重です。コロナ禍により当たり前の日常生活が大きく制限されてしまいました。市民の皆様も緊張感の中での生活が続き、本当に大変な毎日をお過ごしのことと思います。そんな中、医療従事者をはじめ福祉など、私たちの暮らしを支えていただいているエッセンシャルワーカーの方々に心より感謝申し上げます。

それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づき一般質問を行います。

まず最初に、1番目として、豪雨災害について。

梅雨前線の影響により7月の大雨、また、8月には日本列島周辺に停滞した前線の影響で、西日本から東日本の広い範囲で大雨となり、宍粟でも被害が発生しました。

具体的に言いますと、①土砂流出等の災害復旧は、国庫補助金対象については農地が50%、農業施設が65%の補助率で地元負担率は17%、林道施設は50%の補助率で地元負担率は10%以内です。ほかにもあると思いますけども。国庫補助金対象外の場合は市の50%補助のみで、地元負担率は50%となります。そこで、国庫補助対象の基準を伺います。また、用水路等土砂の撤去の場合、隣保レベルの負担となり、負担が多過ぎます。地元負担率が改善できないか伺います。

2番目といたしまして、上記①の災害を繰り返し起こす原因と対策を検討していただけますか。また、治水事業でどのような補助事業があるか伺います。

③災害発生時の情報発信方法、被災箇所管理の可視化について伺います。

④森林環境譲与税の活用を考えていますか伺います。

それから、2番目といたしまして、定住促進重点戦略について。

①住む集落・地域の活性化と、宍粟市への移住支援について、地域づくりNPO法人の育成と支援の取組は、現状を伺います。取組がなければ、今後どのように考えておられるか伺います。

②地域コミュニティ、空き家の活用による移住・定住の促進、雇用創生と就職支援、農業・林業の担い手育成の支援、企業誘致、サテライトオフィスなど、総合的

に情報発信できるポータルサイトの構築、運用について見解を伺います。

最後に、雇用創生協議会委託金不正受給問題について。

実践型地域雇用創生事業の不正受給問題は、残念ながら市政への信用が失われました。不正行為、不適切な会計支出に関わった者に、第一の責任があることは当然ですが、まずは委託金の返金に向けてどのように進めていくか、市長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 前田佳重議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、前田議員の一般質問に御答弁申し上げたいと思います。私のほうから豪雨災害の関係と雇用創生協議会の関係について御答弁申し上げたいと思います。定住促進につきましては、より具体的なことも、進行のこともありますので、担当部長等々から答弁させたいと思います。

1点目の災害復旧の関係で国庫補助対象の基準、このことであります。同時に、非常に隣保レベルとか、そういったことで負担が多いんで何とかならへんかと、こういうふうなことの御質問であります。

まず国庫補助の対象基準についてであります。農業関係では、異常な自然現象によって生じたもので、1カ所の工事費用が10万円（後刻訂正発言あり）以上、農業用施設については受益戸数2戸以上がまずその対象になります。

林業関係は、1カ所の工事費用が40万円以上、既設の林道延長が500メートル以上、利用区域面積が30ヘクタール以上などの要件を満たす林道が対象となることとなっております。

地元負担率のにつきましても、合併時からいろいろ定めておりました。一定の見直しやいろんなこともありました。平成26年度に分担金の見直しについて検討を行い、その結果、近隣の類似団体との比較であったり、他事業との整合や公平性の観点からも、従来どおりのこれまでのそれぞれ、先ほどおっしゃったような分担金徴収率で適用をしておったところであり。引き続き一定額地元を含めて関係受益者にも御負担をいただくと、こういうことは必要だと、このように考えております。

しかし、国庫補助等々の対象にならない、いわゆるどうしても市の負担と地元負担でやらないかと、これは50%、50%ということが現実であるわけであり。現実を見ておると、今回の夏の長雨でも一定何カ所か、そういった箇所があったところであり。

実は、宍粟市においては、平成21年のあの台風等々、長雨等々によって、市全体で大きな被害があったところであります。そのときに、市単独の補助事業を創設して、何とか国や県のカバーしていこうということで、あれ以降、ああいった形で市単独で補助事業を特に展開をしていった。これはあまりにも件数が多い状況でありました。市内あちこちで農業関係等々、あるいは農業施設、あったところでありまして、そういった形を経過としてつくったところがあります。

しかしながら、今日の状況を見ておりますと、まさにいろんな人口減少というのか、あるいは地域をどうやって維持していくのか、それから高齢化、そういったもろもろの中で、御負担をさせていただくのが非常に厳しい状況も承知しております。そういったことも加味しながら、50%、50%の在り方がいいのか、今後検討していかななくてはならないと、このように考えておりました、その観点で引き続き検討をしていきたいと、このように考えております。ただ、今の段階で、じゃあ、50を30にするとか、あるいは地元負担を国県と合わせて17にするとか、こういうことはなかなか難しいわけでありますが、現状は理解しておりますので、そういった形で早急にこの問題には対応していきたいと、このように考えております。

ただ、例えば農業用施設、水路であります、そこに土砂がおって、土砂を退けていく場合についても非常になかなか人力だけではどうもならん、やっぱり地元で重機をという形になって、その費用負担が重なっていくということでありますが、それより前段の治山事業とか、そこに土砂が起きないこと、これも含めてやっぱりしっかり検討していかななくてはならないと、この両面もあるんではないかなと思いますので、御質問のことについて、後段の地元負担、特に国庫、県に乗らないやつについては、先ほど申し上げたとおり検討を加えていく必要があると、このように認識をしております。

2点目の災害が繰り返し起こる原因と対策についてであります、基本的に災害復旧事業は原形復旧を原則としているため、事業地内での湧水処理など、国の災害査定において認められる範囲で行っております。

また、溪流からの土砂流出に対する対策事業であります、県治山事業による治山堰堤の設置であったり、県民緑税事業を活用した緊急防災林整備事業で簡易の流木止め施設の設置などがあるところであります。

3点目の災害発生時の情報発信方法、被災箇所管理の可視化についてであります、災害発生時の情報発信方法としましては、しそチャンネルのL字放送、しそ防災ネットや市公式ホームページなどでお知らせをしているところであります。

また、音声による情報発信手段としては、しーたん通信を用いた避難情報の発信を行っておるところであります。

引き続き、市の防災情報をはじめ国・県と連携を図りながら、情報や河川の情報等の市の情報通信基盤を有効に活用し、お伝えしていきたいと、このように考えております。

特に、ケーブルテレビ等々では、揖保川あるいは支流の千種川等々について、ライブでその状況をお知らせをしておるところであります。そういったことも含めながら、この発信についてはあらゆるチャンネルを駆使して発信をしていきたいと、このように思っております。

4点目の森林環境譲与税の活用についてであります。環境譲与税の活用につきましては、災害復旧事業への充当は、この税の趣旨に該当しないため対象となりません。しかし、環境譲与税の活用につきましては、まずもって放置森林やあるいは条件不利地の森林整備に活用して公益的機能を高める、いわゆる保水力を高めると、こういったことではあります。災害に強い森林づくりを目指し、その税の活用を図っていくと、こういうことではあります。その観点で森林環境税については活用をしておるところであります。

次に、雇用創生協議会の関係であります。委託金の不適切な支出に係る返還金等の取組についてであります。これまでも報告申し上げてきたところではあります。返還金につきましては、先ほどお話があったとおり、関わった人により返還することとして、元事務局長を含めた関係者との話し合いができるよう取り組んでおるところであります。ただ、なかなか現状は進んでおらないところではあります。

また、一方、兵庫労働局にも相談あるいは指導をいただくように考えておりました。いろいろチャンネルを駆使しながら、その方向をしておりますが、御承知かも分かりませんが、兵庫労働局も今新型コロナの関係等々で非常に大変な業務があると、こう聞いておりますし、今対面で会えるということがなかなか厳しい状況でありますので、この新型コロナウイルス感染症支援の状況を見ながら、労働局と調整をして、その指導・助言をあおいでいきたいと、そのことをもって進めていきたいなど、このように考えております。

早期の解決に向けて取組を進めていかななくてはならないと、私自身もそのように捉えておりますので、繰り返しになりますが、この緊急事態宣言等々の対応等の状況を見ながら粛々と対応していきたいと、このように考えておりますので、よろしくお申し上げたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 私からは、総合的に情報発信するポータルサイトの構築・運用についての御質問にお答えをさせていただきます。

本市の定住促進重点戦略につきましては、様々な施策を総合的に展開することとしており、情報発信についても積極的に行う必要があると考えております。

現在、地域創生総合戦略の4本柱「住む、働く、産み育てる、まちの魅力」に関する情報は、既に市の公式サイトであけていただいた見開きの画面に掲載しておくこととしております。しかしながら、現在はコロナ対策の情報が最優先ということで、そちらのほうの画面を前面で周知をさせていただいているような状況でございますので、そういった状況を踏まえながら、今後情報担当とも連携し、市の公式サイトを活用により定住促進重点戦略を見せるページづくりというところに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 私のほうからは、地域づくりNPO法人の育成と支援についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、定住促進の重点戦略の住む集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援の中に位置づけられております集落・地域の活性化に向けた取組の一つとしまして、地域づくりNPO法人の育成支援を掲げているところでございます。

その支援の内容ですけれども、まずは、団体からの様々な相談に応じまして、その取組内容に沿った市や県の支援制度を御紹介しているところでありますけれども、特に、新たな取組を始めたい、あるいは他の団体との協働でこれまでの活動をより拡充していきたいといった相談につきましては、市のしそ元気げんき大作戦事業の補助金の活用を勧めさせていただいております。

令和3年8月24日現在でありますけれども、市内で21のNPO法人が設立され、福祉、農林業振興、環境保全、青少年育成、空き家対策、地域づくりの活動など様々な分野の社会貢献活動を行っていただいているところでございますが、実績としましては、このうち8団体に、しそ元気げんき大作戦事業の補助金を活用いただいているところでございます。

また、NPO法人の設立運営相談を行っていますひょうごボランティアプラザ、これは県の社会福祉協議会の中にありますけれども、その中で各種相談とあわせて、法人格を持たないボランティアグループ・団体向けと、NPO法人向けの助成事業



の募集が毎年行われておりますので、必要に応じてこういった情報も提供しております。

いずれにしても、今後もNPO法人であるか否かを問わず、地域づくりを前向きに考えておられる皆さんからの相談に丁寧に応じながら、市や県の制度を有効に活用いただくことで、市民の創意と工夫による自主的・主体的なまちづくりの活動を支援し、活力あるまちづくりにつなげていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） お答えしていただいた、まず最初に豪雨災害について、今、事例を出しますと、まず、一つ目の事例、4年前に民家3軒以上が隣接する倒木のおそれがある裏山伐採事業をしていただきました。そこはレッドゾーンで急傾斜地の皆伐です。大雨のたびに少しずつ土砂崩れが起き、林業振興課に相談すると伐採事業をして3年間に対応できないという回答でした。豪雨のたびに住民は家の2階で寝たり、心配な日々を過ごしておられます。これが3日から1週間ぐらいは続くんですね、最近の雨は。大変です。今年の7月の梅雨前線の影響による大雨までに何とありませんかと一度相談しましたが、回答はなく、7月、8月の大雨となりました。自治会総会時、この当要望は申し送り事項に3年間続いています。それでも何も変化がないと。実際にその被害の担当の方でも今どういう状況なのか、県に国庫補助金の申請されているのか、そのされているのはどうなのか、来年になったら何とかなるのか、来年になったらまた豪雨災害が起きて治水事業、元の原因、これが直さない限り何回でも大雨のときは起きるんです、土砂崩れが。用水路とかね、急傾斜地のレッドゾーン、これは事例として今言ってますけども。

二つ目の事例は、用水路に土砂流出を繰り返す国庫補助金対象外の災害現場、中腹に暫定的に古いガードレールをもらって防壁しても、7月のような大雨のときは土砂流出災害を繰り返します。そのたびに原因となる治水事業の要望、申請をしますが、治水事業に至らなくて、また次の年どうなのかな、次の年どうなのかな、また大雨が起きて同じように用水路に土砂が崩れる。最悪の場合、その隣接する工場にまで土砂が崩れてしまうというような事象もございます。先ほど市長がお答えされましたけども、可視化というのは、こういう状況、今どういう状況になっているのか、その辺が自治体の中でも見えるようにしてほしいんですね。任せたらそのまま、返事もない、いつまでもたっても返事もない、自治会に要望しても、はい、ほんなら林業振興課に行きます。農業振興課に。自治会長も大変です、毎回。そう

いう状況。2例目でも中腹に暫定的に古いガードレールで防壁をしても、7月のような大雨は土砂流出災害を繰り返しますと、そのたびに原因となる治水事業、先ほど申しましたけどやってはるんですね。しかし何も返事がない。どうなのか、こっちがまた聞きに行っ、初めて分かるような。

その用水路というのは、一連の用水路はすごく大きいんです。そして距離的にも長いから人間の力では上げられない、処理できない。だから、いつも地元の方にミニコンボで上げてもらってんいるんです。だから、この国庫補助金以外になるというのは40万円以下やて先ほどおっしゃいましたけども、この40万円といっても、30万円出すのも大変なんです。50%、15万円、20万円出すのが大変なんです。これはなぜかという、隣接する田んぼ、隣保10軒ぐらいになるかなれへんか分かりませんが、5～6軒でもその溝の貯金を見ても、それまでに至らないというような状況です。だから、これが災害のたびに何回も同じことを繰り返すというのが今の現状です。これはほかの地域にも1件あって、それも聞いています。同じように治水の山を何とかしてくれと。同じ起きるたびに要望を出しているんですね。

先ほど市長がおっしゃいましたけども、元の原因となる治水事業をどうするのか、県に要望したり、またその辺をどう対応していくかというところを、もう少し市民に分かるように。先ほど言いましたけども、要望しているのがどうなっているのか分からない。被災箇所管理は可視化したほうがよいのではというのですね、例えば発生場所やとか日時、状況、国庫補助金申請状況、こういうものをデータベース化して、個人情報オープンにできませんけども、インターネット上で見れば分かるんです。すぐに分かる。ああ、これは申請してもらってますねと。これちょっと違うんですね。先ほど発信のことでおっしゃいましたけど、実際はシステムを構築して、簡単です、これ。構築して発生場所やとか日時、状況、国庫補助金、これ毎年起きるたびに入力していったら、あと発生場所が変わるたびに発生場所を更新していけば、誰でも見たらあかんのんやったら認証ID、パスワードを持って関係者の方に見てもらおう。そしたら、毎回毎回市役所に来なくてもできるわけなんです。分かるわけなんです。その辺、市長どうお考えですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大変申し訳ありません。質問と御回答の論点が違っておったようでありまして、先ほど申し上げたことは一般論的なことだったと思いますが、ただいまの御質問で十分意図が理解できました。

1点目の治水事業等々につきましては、特に自治会長さん等々からいろいろ要望

をいただいております。もちろん急傾斜地も含めてであります、いろんな事業、国へ申達、あるいは県へ申達、県を通じて国へと、こういうことでもあります。場合によっては、単年度でとてもできない部分もたくさんありますので、2年、3年かかってずっと要望を続けていこうと、こうやつもあります。しかし、自治会長さんについては、私が承知しておりますのは、個々個々、どうしても治山やってもらいたい、治水もやってもらいたい、こういう要望については県へ申達する場合については、一度していただいたら県のほうもそのことを承知して、あと県の全体事業の中で順番を決めながら、それができるのかできないのかということで、長いスパンの中で中期、長期の中でやっていただいております、こういうことでもあります。したがって、そのことが自治会長さんを含めて地域の皆さんに十分伝わってなかったとしたら、一度そういう県や国へ要望があったことについては、引き続き国や県にもちゃんと伝えておりますよと、こういうことがなかったとしたら、これは当然我々としては、毎年申請していただかなくても、一旦申請していただきますと、必ず県の状況、国の状況は自治会長さんにはお伝えをしておるところであります。こういうことで、それが一つであります。

同時に、そのことが先ほど可視化とおっしゃったんですが、この被災した箇所がこういう要望を挙げてどうだったのか、それが誰が見ても可能な限り個人情報以外のことオープンにできることはということでもありますので、それはちょっと具体的なことは後ほど担当部長のほうから答弁をしていただきたいと思いますと思うんですが、それは意味が分かりました。

それから、繰り返しになりますが、今年も自治会長さんからやっぱり市単独での補助事業で、なかなか人力や機械を使うても、仮に40万円要っても20万円負担せんなんと。20万を仮に負担する場合でも受益戸数が3戸しかない、しかし、高齢化で非常に大変やと、何とかならんのかというのは、ここ近年時々自治会長さんからも聞いております。先ほどお答え申し上げたとおり、今日の状況を見たときに、まして頻繁にこういう災害が起きて、国や県の災害に乗らないやつを我々市単独でやっておるわけではありますが、そのことについては先ほどの繰り返しになりますが、やっぱり50%がいいのかどうか、これまでも議会からもいろいろ検討せえやという御意見も頂いておりましたので、そのことについては検討させていただきたいと、こういう回答をさせていただいたところでもあります。

私のほうからは以上であります。

○議長（飯田吉則君） 7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） 先ほど話ししていただいた年をまたがって申請しているのは、もう一回申請したら大丈夫なんですね、これは。間違いないですね。一回申請したら、また起きても、要は元の原因となる治水事業ですね、一回だけでいいんですね。また起きました、もう言うてるから大丈夫やでと。それが国庫補助金の県とか国に行ってて、順番待ちかどうか、順番来るかわかりませんが、一昨年分でも、ああ、やっと事業に入りますという連絡が来るわけですね。これ間違いないですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど答弁申し上げたとおり、可視化も含めて担当部長からそのことについて答弁させますので、現状の流れも含めて。再度よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 御質問の件でございますが、御要望いただいた部分につきましては、先ほど市長が申しましたとおり、県・国等へお伝えさせていただいて、やはり優先順位というのをつけさせていただいております。その中の部分については、まず要望いただいた結果についても自治会長さんへのお知らせはさせていただいております。その後、年々要望というのも増えてきたりして、順位が変動しますので、そういった変動した内容についても変わった時点で自治会長さんへはお知らせをさせていただいておりますのが現状であります。

一番最初に御質問があった裏山の伐採をした後、なかなか取り組んでいただけなかったというところの御意見なんですけども、その部分については、宍粟市防災景観推進事業で裏山を切っていただいたということで、その後、土砂の流出などが見受けられた。これはやはりそういったところで人為的に木を伐採したということで、災害というところではやはりどうしても認定ができないということで、一定期間というのは災害の対象にはなりません。そういったところで御返事をさせていただいたのかなというところで、御理解していただきたいと思っております。

先ほどの要望の部分の可視化の部分についても、今のところは先ほど申し上げましたように、要望いただいたところへはきちっとお知らせはさせていただいておりますけども、それをシステム化して誰にも見ていただけるのかいいのかどうかというところについては、今後検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） 先ほどおっしゃいましたけど、本当に一度要望したら、要望がオーケーな時点で来るんですね。それは間違いないということ。

土砂災害においてもいつ直るんか、半年たっても直らへん、これはどういう状況なんやろと。可視化しましたら、予定も入力できます。その辺も含めてまた検討うか、ぜひお願いします。

それと、宍粟市の森林環境譲与税ですね、これ令和2年の3月9日、基金の条例が公布されていると思いますけども、宍粟市の最大のウイークポイントであり、災害の武器になり得る森林経営に対して、こんな財源があるのに無策では、譲与税の使い方の意見交換をしてはどうですか。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 森林環境譲与税につきましては、設立の趣旨からしますと、やはり森林整備というところに特化されます。今回の災害の部分についてはどうしても対象とならないというところで御理解していただきたいと思います。

最初にも市長が申しましたとおりに、公共性を高めるための森林整備、山の保水力というところをやはりきっちり守っていく、また、その施業をしていただく方を育てていくといったところに重点的に使用していきたいというふうに考えております。

○議長（飯田吉則君） 7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） これが市のほうに譲与税が来るのが令和元年度から。実際市民には令和6年度から徴収されると。令和元年から入っているんですよ。今年も1億2,000万円ぐらい入っていると思いますけども、これは兵庫県でも山が多いとか、面積がどうなのかという基準があると思うんです。かなりの金額が入っています。この辺しっかりと、今の災害に使っていただきたいということで言っているんじゃないんです。その辺よろしくお願いします。

○議長（飯田吉則君） 樽本産業部長。

○産業部長（樽本勝弘君） 森林環境譲与税につきましては、元年度から前倒しで入ってきております。本格導入につきましては令和6年度からということで、宍粟市においては最終的には1億7,000万円か8,000万円程度、積算上どうなるか分かりませんが、そういったところになってこようかなと思っております。その部分につきましては、今現在進めております新たな森林管理システム、システムというのは機械的なものではなく、先ほどから申してましたように、条件不利地の森林整備であったり、森林整備ができてないところをどうやっていくかというところを計画的に森林整備を進めて、森林の持つ公益性能、保水力というのを高めていこうというところで、その森林整備の費用であったり、その事業者を育てていくといった

ところを重点的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） よろしく願いいたします。

それでは、定住促進について、これはNPOと聞いたのは、移住してきたから宍粟市のよいところも改善したいところも、外から来られた方はよく見えます。私も実際東京、大阪から帰ってきまして、宍粟市はこんなええところがある、こんな悪いところもあるというようなことを結構分かりました。

そんな方で移住計画の策定メンバー、こういうメンバーを募集して、今ポータルサイトと言いましたけども、目標設定しよう、何のために移住者を増やすのか、なぜ移住者を増やす、どんな人に住んでほしい、地域に休耕田が増えてきた、農業の担い手が欲しい、お祭りの担い手が欲しい、子育て世代に来てほしい、どうやって宍粟市を選んでもらうの、都市部に出ている人たちとつながろう、地域の魅力をアピールしよう、どこに住んでもらうの、地域ごとの特徴や魅力・課題を整理しよう、地域の中の使えそうな空き家を探そう、こういった全体的な定住者が来られて、志がある方が、例えば外からIターンされた方でもいいですから、そういう方にポータルサイト、例えば移住してきたけども、どんな仕事があるんやとか、そういうことがポータルサイトやったら、そこを見れば、今、市のホームページとおっしゃいましたけども、市のホームページというのは、そういう役割ですか。やっぱりこういういろんな事業をまとめて、その定住者に対して役に立つ情報発信、これが大事やないですか。こういう移住計画策定メンバーを募って、そして人と地域をつなぐ役割をしていただく、そういう方を育てて、そしてポータルサイト、今言ったように、いろんな例えば特産品でもいいんです。ネット社会なんです。いろんな事業がありますけども、ここで共通する部分っていったら情報発信なんですね。その情報発信を取りまとめてポータルサイトを長い時間の事業計画でいいですから、一つずつ積み重ねていく、そしてそれには何ぼええシステムつくっても、何ぼええホームページつくっても、使う方によって生かされるか、死んでしまうかが決まります。だから、こういった志を持った方に集まってもらって、コミュニティもそうです、どんどん発信していただく、こんなことに困っている、実地体験でもいいですね、そういうことをどんどん運用していただく、そういうことをお話ししたんですけども、いかがですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 考え方はそのとおりでありまして、具体はまた担当部長でポ

ータルサイトとか、いろいろあるかも分かりませんが、情報発信というのは、かねてより議会からも発信力が弱いのではないか、あるいはもっといろんなチャンネルを使って情報発信しなさい、あるいはセクションというのか、例えば定住の関係、若い人たちの関係とか、そういうようなところもターゲットをしっかりと絞って発信して、宍粟市の魅力とか、あるいは宍粟市に関心を持っていただく、こういう発信力が弱いという指摘もかつてよりずっといただいております。

そういうことを踏まえながら、いろんなチャンネルを使いながら発信をしていこうと。その一つにはホームページもそうでありますし、あるいは市民の皆さん自身もいろんな形で関わっていただいて、市民の皆さんにも発信していただく、こういうことも大事だと思いますので、そういう意味では当然NPOという、先ほどあったように、そういったところでもいろいろ情報発信もしていただくような努力を我々もしていけないかと、こういうことでもありますので、そういうことでおっしゃったことは非常に重要でありますので、なかなか一つ一つは難しいんですけども、今欠けている部分についての発信力の弱さについては、さらにいろいろまた御意見を頂きながら、行政として発信をしていきたいと、このように思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 水口室長。

○市長公室長（水口浩也君） 先ほど頂きましたいろんな農業、子育て、そういった目的で移住・定住を望まれている方にしっかりと情報をお伝えしていくといった部分でございますが、今のところ市の公式サイトにも載せておるんですが、なかなか見にくかったり、いろんなところがございます。まず、移住・定住、空き家という点を捉えますと、本年度いろんな移住・定住あるいは空き家管理、そういったところの窓口を一本化させていただきまして、建設部のほうで対応するといった組織も一本化を図ることで、もう少し市外から訪ねられた方、情報を得たい方に発信しやすい、見やすい形で組織改正もさせていただいているところでございます。

また、移住・定住既にされている方に御意見を頂くといった集まりをするようなことも数年前にさせていただいたんですが、その後少しコロナの関係もありまして、集まることができておりません。既に定住していただいている方につきましてもいろんな意見を頂いておりますし、逆にそういった方はそれぞれ自分の発信力をすぐお持ちの方ばかりですので、逆に私たちがまとめてという形ではなくて、本当に自分で作られている農産物を直接販売されたり、いろんな取組も発信されておりますので、そういったところも紹介できたらいいとは思いますが、ちょっとそうい

ったつながりは今のところできておりません。

市の公式サイトにつきましては、今御意見頂いたようになかなか見にくかったり、まとめができてないという御意見もお聞きしますが、そういった部分についてしっかりと手を入れる中で、もっと充実させていくとか、宍粟市というところが検索のところの1番に上がってくるような形のを発信できるような取組ができたかなと思っております。

それと、仕事の関係を少し言っていたかと思うんですが、仕事のほうにつきましては、宍粟わくわくステーションという形で職業案内といいますか、そういったところも設置しまして、またそこにおいても仕事の相談窓口という設置もしておりますので、いろんなチャンネルを使いながら発信していきたいと思っております。

最終的には、市の公式サイトを使う中で、市民の方、あるいは市外の方、県外の方が見やすいそういったサイトにできるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） 役割分担、そして志ある方をどんどん貴重な方ですから、半分ボランティアみたいなもんなんですね、そういう方を大事に集めていったり、いろんなことで市をよくしていく、市長がおっしゃったように何とかよくなるようによろしくお願いいたします。

それでは、不正受給問題、これなんですけども、このたび私が5月から議員になりまして、議員協議会のほうでこのお手紙を頂きまして、市民の方、貴重なね。ちょっとこれ読ませていただきます。「ここ数年、宍粟市の失望はとてつもなく大きいです。創生事業の失敗による多額の借金は手つかずのまま、弁護士は、わずか2週間で印を押し、ゴーサインを出した市長の責任を追及されました。今、市民の間では、閉塞感、ため息が漂っています」。これをちょっと読ませていただいて、私はこの一般質問で挙げさせてもらいました。

そして、6月議会に同僚議員の質問のやりとりの中で、市長はコロナで協議会や兵庫労働局との今後について相談できないとおっしゃいましたね。これちょっと何ぼ忙しくても、やっぱり電話とか、面会できないとかおっしゃいましたけども、そんなはずないんですね。私は、この8月25日にこの質疑を通告してから兵庫労働局に予約しまして、9月3日に行ってきました。そのことで事実確認とかいろいろさせてもらうんですけども、実践型地域雇用創生事業の第2次締切りは平成30年7



月9日と確認すると。これも本当にそんな第2次というのも本当ですかという確認をしました。定期的に督促状、納付状を送ってますと。これは宍粟市のほうに送っておられますね。そして、全国にこの宍粟市の協議会、このような事例はありますか。これ一つの解決策として私もお聞きして、事例はありません。そして、事業については雇用対策課が対応して、返還は職業安定課が担当すると。当時の職業対策課、問題が起きたときの対策課の課長は、前年度まで延滞金の催促の安定課のほうにいらっしやいまして、今年の3月まではこの市のほうに何らかの形で連絡が来ていると思います。コロナ禍で対応が遅れました、すみませんということは、兵庫労働局の担当課長もおっしゃっています。本省は厚生労働省ですね、厚生労働省や法務局と相談して、近々私が行く前、もうそっと行くつもりだったんですというようなことをおっしゃってました。宍粟市に伺いますということでした。

それで、中身のほうを確認しますと、何とびっくりしたんですけども、返還命令が3,552万8,057円、そして、そのときのお金で払われて実質返還残が2,353万409円、これだけありました。これが令和2年の5月1日からなんですね。それで今9月3日時点でどうなってますかとお聞きしたら、これ加算金、何と337万8,049円ありました。これどんどん増えていきます。これ1年ちょっとで去年の5月1日から約1年3カ月、これで337万円、そして延滞金、これも同じく157万9,000円、9月3日時点、私が訪問した時点でこれだけの金額が延滞金、また加算金、合わせて495万7,049円、これだけ出てきているんですね。これ誰が払うんですか、市長。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほどおっしゃったように、事実的なことについて、ちょっと金額は全体的には多分そのとおりだというふうに思うんですが、具体的に最終的な金額承知しておりませんが、基本的には申し上げたとおり、関わった人たちを含めて雇用創生協議会へ請求が来ておりますので、その会長は私でありますので、その解決を図っていききたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） この協議会は市長が総理されていますね、全ての管理をされています。これがおっしゃったお話で協議会のほうで話ができるんですか。また、労働局へ私が行ってききましたけども、労働局にも行っておられません。ちょっとおっしゃっていることが私理解できないんですね。

令和元年11月20日、委託契約解除後、雇用創生協議会をなぜ解散しないんですか。職員は解雇していますね。活動実績がありませんね。1年3カ月もたっているのに

もう忘れたようなことで、そんな話あったんかいな、今から協議会のメンバーに話ができますか。そういう承諾を得てはるんですか。その辺お願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） これまでも議員協議会等々で御答弁申し上げてきておったんですが、昨年6月にこの協議会を開催させていただいて、それぞれの状況を報告させていただく中で、この問題をどう対応するかということで、まずもって法的な措置を含めて会長に一任すると、こういうことでありまして、そういう形でその法的措置の手段を講じてきたところであります。

しかしながら、前にも御報告申し上げたとおり、3月末に一定の特定の人を告訴してとったところでありますが、いわゆる不起訴ということ、こうなりまして、それを4月の段階で正式にそのこともお聞きしました。その昨年6月の段階では、この問題が解決するまで協議会のメンバーがおりますので、その方々については一定協議会としては存続していこうと。もともと協議会は権利なき団体でありますので、しかし、この問題が解決するまでは協議会は存続しましょうと、こういう約束事で今日まで来ておると、こういうことでありますので、このことの解決がする、いわゆる委託金の返還までは協議会としてやりましょうと。ただ実効的な事業はないと、こういうことであります。

○議長（飯田吉則君） 7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） 今、協議会とおっしゃいましたけども、それは協賛されている方ですか、それとも実際に携わられた方ですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 協議会のひょっとして規約とか、あるいは協議会の状況もお持ちかも分かりませんが、その中に協議会のメンバー18人だったですか、それがちゃんと書いてありますので、そのメンバーの方々です。

○議長（飯田吉則君） 7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） そのメンバー、当初に募っていただいて、ああ、分かったという感じで、何も実際事業は携わっておられないんですよね。その方が本当にそういう話ができるんだったら、いつされますか。その協議会とのお話ね、協賛されている方ですね、いつお話しされますか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今、前の6月議会でも申し上げたと思うんですが、議員の質問の中で。可能な限り早く報告会を開いて、今後の対応を検討していきたいと、こ

のように申し上げたところでありませう。しかし、その後、繰り返しになりますが、電話でのやりとりはしておりますが、兵庫労働局との実際の面談もしておりませうし、この対応についての指導助言をあおぐということでありませうが、今現在そのようなことはありませうので、報告する事項もないということでありませうので、先ほど申し上げたとおり、お話では近々こちらへお越しになるということも含めてでありませうが、可能な限り私のほうから出向いて、一定面談をする中で今後の対応を指導いただきながら、そのことを踏まえて協議会の皆さんに寄っていただき、報告会としてそのこと、その中で今後の対応を協議していききたいと、このように考えています。

○議長（飯田吉則君） 7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） 先ほどのお話では、市長のほうから段取りして、今、厚生労働省とも話されると言われましたが、いつ話されますか。そして、法務局に相談したり、法務局に相談しましたよ、いつでもスタンバイオーケーですというようなことの手順をちゃんと踏んでほしいんです。よろしく願いいたします。

それですすね、市長の所信表明にありませうけども、市民、議会、行政が三位一体となつて、まさにオール宍粟、チーム宍粟としてまちづくりを進めていききたいと思ひますのでということを書かれてあるんですすね。表明されました。

また、環境、観光資源についてもおっしゃっています。先ほどのポータルサイトの話ですすよね。共通するところはあります。点から線、そして面へ、そういう展開をしていく、まさにポータルサイトが面なんですすね。今先ほど申しませうしたチーム宍粟とおっしゃることが今の状況でできますか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 質問は多分創生協のことが解決しないと、チーム宍粟にならんのではないかと質問なのか、いや、現状の中でやっぱりいろんな施策、観光も含めて宍粟市の現状を踏まえた中でチーム宍粟として、それができるんかということ、両面のことがあるかもわかりませうませんが、私は、この雇用創生協議会のことにつきませうしては、先ほど来ありませうしたように、協議会で市長としての役割は当然あるわけでありませうが、協議会としてこの問題の解決はしっかりこの今期中で解決の方向、道筋をつけたいと、このことの変わりはないわけでありませう。ただ、時間がちよつとかかっているということについては、これはいろんな事情も理解されておると思ひますが、時間がかかるだろうと。ただ、道筋は示していききたいと。

しかし、チーム宍粟というのは市民の皆さんや議会の皆さん、あるいは我々も含

めて、今いろんな課題がたくさんあるわけでありまして。特にコロナ禍の中で、また人口減少社会の中で、宍粟市高齢化をする中で、地域の活力をいかにして保ちながら、この持続可能な宍粟市をつくり上げていくかと、大きな命題があるわけでありまして、これは行政だけでやっておってもどうしようもない、あるいは地元だけでやっても、地域だけでやってもどうもならない、まさにチームとしてみんなでこの問題をお互いに共通に課題を認識しながら、共に方向を一つにしてやっていかないと、とてもやないけど将来の展望は開けないと、そんな思いでありますので、そういう観点で議会の議員の皆さんもそれぞれ付託されているわけでありまして。私もそうであります。当然いろんな市民の皆さんの意見をしっかり聞きながら、あるいは今の状況をしっかりつかみながら、あるいは宍粟市の将来展望を描きながら、私は共々やらないと、おまえがやれ、私がやればっかりではどうもならんと。そういう意味でありますので、そういう観点で進めていきたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 7番、前田佳重議員。

○7番（前田佳重君） もう時間もありませんので、このやりとり、前の同僚議員のときもそうですけども、やるとはおっしゃってますけども、実際に計画的に段取りを組んで、先ほど申しましたようなことができてないんじゃないかなと。今の市民の貴重なお手紙の内容もどう思われますか。そういう観点からいって、ええって、私も議員でないときに何てこと起こすんやと。姫路の人から、宍粟市は1面に連載やぞと、毎日のようにと。もう落胆しました。どうなっているんやろうと。5月に議員にならせていただきましたけどもね、その辺の事の重大さ、もう少し分かっていたら、そして、チーム宍粟になるよう、よろしく願いいたします。

時間がないので、このたびは法的な意味だけではなく、事業運営の能力、企画能力、営業販売能力的な意味で、もっと見る目を養っていかなくてはならないのではないのでしょうか。今後、山間部では詐欺まがいのようなことは出やすいと考える。いろんな補助金とかありますのでね。それはもうそういうことを今私は思います。

私のほうは以上ですけど、それに対して市長コメントをお願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） いずれにしても、宍粟市の未来に向かって皆さん方と市民の皆さんを踏まえて総力挙げてこの難局を乗り越えていく必要があるだろうと、こう思っておりますので、共々よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（飯田吉則君） これで、7番、前田佳重議員の一般質問を終わります。

ここで11時30分まで休憩いたします。

午前 11 時 17 分休憩

---

午前 11 時 30 分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第2 第59号議案～第67号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第2、第59号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から、第67号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）までの9議案を一括議題とします。

本9議案は、去る8月30日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 8月30日の本会議に上程され、本委員会に付託されました第59号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第4号）から、第67号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）までの9議案について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。9月2日に総務経済分科会、3日に文教民生分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め、審査を行いました。その後、9月7日に第6回予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第59号議案の関係部分の主な内容は、歳出については、総務費では営業部設置業務委託として、民間のノウハウを活用し、宍粟市のPRを積極的に進め、関係人口の増加を図るほか、次年度に向けて森林大学の学生用シェアハウス整備の工事費を追加するものです。

なお、営業部設置業務については、令和4年度までの債務負担行為を設定するものです。

商工費では、ちくさ高原スキー場の人工降雪機整備工事において、工事を進める中で判明した土質不良や湧水処理に要する経費を追加計上するものです。

また、公債費では、前年度決算に伴う剰余金を活用し繰上償還を行うほか、歳入については、当初予算で予定していた額を上回った普通交付税の増額を行い、それ

に伴い財政調整基金の繰入金の減額を行うものです。

審査の中で委員からは、営業部設置業務については、営業部の担う森林セラピーなどの観光協会との役割分担はできているのかとの質疑があり、当局からは観光協会は宍粟市内へ来ていただいた方の受入体制の充実、営業部では市外へ呼び込みを行っていくとの説明がありました。

また、民間業者に委託する方法を採用した理由及び委託料の根拠について質疑があり、当局からは市の専門家を職員として雇用する方法もあるが、企業の持つPRノウハウを丸ごと活用したほうがメリットがより大きいと整理し、業務委託の方法を採用した。

委託金額で行う具体的な取組は、プロポーザルの中での企業からの戦略・提案を審査し、より高い効果を出していきたいとの回答がありました。

続いて、ちくさ高原スキー場人工降雪機整備工事については、今回の追加工事についても3割は指定管理者であるちくさ高原開発企業組合が負担するのかとの質疑があり、当局からは基本協定書の規定どおり、既成管理者に負担金を支払ってもらうとの回答がありました。なお、今回の2,000万円の補正額については、今後の工程の中で変更がある部分を想定した上での金額であるとの説明がありました。

第60号議案の主な内容は、繰出し基準の改正により、一般会計からの高料金対策補助金の精査を行うほか、職員人件費の整理を行うものです。

審査の中で、委員からは人件費が増となっている理由について、例えば専門職員の雇用などがあつたのかとの質疑があり、当局からは今回は令和2年度の体制で編制していた現行予算を令和3年度からの人事異動に伴い補正する通常のものであるとの回答がありました。

第66号議案の関係部分の主な内容は、繰出基準の改正により、一般会計からの補助金、出資金の精査を行うほか、職員人件費の整理を行うものです。

それぞれの議案について、関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第59号議案、第60号議案及び第66号議案の3議案につきましては、全会一致で賛成であったとのことでした。

次に、文教民生分科会が審査した第59号議案の関係部分の主な内容は、民生費では、高齢者など住宅改造費助成金などの増額や子どもの貧困対策、子ども同士や地域とのつながりを深めるための活動を支援する子どもの居場所づくり事業補助金の創設に伴う新たな計上であります。

衛生費では、地方創生臨時交付金を活用し、市民への消毒ジェルの配布に要する

経費の追加や、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費の増額、火葬場あじさい苑の空調設備に不具合が生じたことによる設備工事費の計上です。

教育費では、寄附の活用による図書購入費の追加などです。

また、歳入の主な内容は、市税では、市民税で想定していた新型コロナウイルス感染症対策の減額影響が想定ほど大きくならなかったことによる増額補正のほか、固定資産税では、新型コロナウイルス感染症により事業収入が減少した中小企業者などへの軽減措置を反映したものです。

債務負担行為補正では、生活困窮者自立相談支援業務委託から病児病後児保育業務委託や、伊水小学校、都多小学校の統合小学校改修工事に係る設計監理業務委託の追加などです。

審査の中で、委員から衛生費ワクチン接種従事者報償金の増額補正について質疑があり、当局からワクチン集団接種会場でワクチンの重点作業などの準備に従事する者、医師の予診及びワクチン接種の介助、さらに接種終了後の健康観察に当たる臨時看護師、保健師など、ワクチン接種従事者の報償金であるとの答弁がありました。

同じくワクチン接種会場警備業務委託料の増額補正について質疑があり、当局から10月末でワクチン接種を終了する予定としており、ワクチン集団接種会場での駐車場、また駐車場から会場への移動等に関する誘導や警備に当たる警備員の委託料として計上しているとの答弁がありました。

社会教育費寄附金200万円に関して、寄附者が指定された内容や図書購入に当たっての考え方などについて質疑があり、当局から寄附者の意向は千種図書館を指定され、図書の充実に充ててほしいとの意向である。また、図書の購入については地域の利用者の希望に添ったものと、司書が選んだものなどを購入しているとの答弁がありました。

債務負担行為補正のうち、生活困窮者自立相談支援業務委託から病児病後児保育業務委託までについて、なぜ3カ年契約とするのかとの質疑があり、当局から生活困窮者に関する業務は、産業部が実施する総合的な仕事の相談窓口とあわせての契約となり、職員確保などの面から3カ年とした。病児病後児保育も公立宍粟総合病院の院内保育とあわせてプロポーザルによる契約とするため、人員確保の面から3カ年が適当であると考えたとの答弁がありました。

次に、第60号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、人事異動に伴う職員人件費の整理や前年度繰越金を財源として

前年度普通交付金精査による返還金などの計上であります。特に質疑はありませんでした。

次に、第61号議案、令和3年度年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）の主な内容は、職員人件費の整理や発熱者臨時診療所のPCR検査委託料の増額であります。

審査の中で、委員から臨時検査所のPCR検査の委託料増額補正は、どれぐらいの期間を見込んでいるのかとの質疑があり、当局から今回の補正は、年度末までの委託料であるとの答弁がありました。

また、どの程度のPCR検査数を見込んでいるのかとの質疑があり、当局から6月補正の際は一日2～3件であったが、ここ数日は10数件の検査依頼が来ており、そのほとんどがPCR検査になっている。今回は当初の見込みより増えることを想定しての補正額になっているとの答弁がありました。

次に、第62号議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、職員人件費の整理や前年度決算剰余金が生じたことに伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の計上であります。特に質疑はありませんでした。

次に、第63号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、職員人件費の整理のほか、前年度繰越金を財源として介護給付費負担金などの精算・返還金の追加であります。特に質疑はありませんでした。

次に、第64号議案、令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、看護師の新規採用に伴う職員人件費の整理であります。

審査の中で委員から、看護師採用の理由について質疑があり、当局から訪問看護ステーションは24時間滞納業務の中、地域での利用者ニーズが広がっており、現状のマンパワーでは限界の状況となっていること。また、訪問看護事業の看護師は診療所の業務を兼務していることから、週3日一宮北診療所を開設することが可能となったため、看護師の補充という点で2名採用するものとの答弁がありました。

次に、第67号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、職員人件費の整理のほか、新型コロナウイルス感染症対策に伴うトリアージ業務の強化を図るための委託料を補正するものであります。

審査の中で委員から、感染症対策のトリアージ業務をシルバー人材センターへ委託しているが、その業務に対する指針はあるのかとの質疑があり、当局から玄関トリアージは2段構えにしている。まず、玄関でサーモグラフィ検査などのアプローチを行い、その後看護師等の医療職が第2段階として、もう少し細かいお話を伺う。



その第1 関門の部分をシルバーのスタッフの方をお願いしているので、専門的な知識は要らず、事務的な対応マニュアルに沿って対応していただく。後に専門職が控えており特に問題なく動いているとの答弁がありました。

それぞれの議案について関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考採決を行った結果、第59号議案の関係部分から第64号議案までの6 議案及び第67号議案については、全員賛成であったとのことでした。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第59号議案からは第67号議案の補正予算9 議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本9 議案に関しましては、発言通告が出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第59号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第59号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第59号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第60号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第60号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第60号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第61号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第61号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第61号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第62号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第62号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第62号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第63号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第63号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第63号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第64号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第64号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第64号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第65号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第65号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第65号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第66号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第66号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第66号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第67号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第67号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第67号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第3 第68号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第3、第68号議案、宍粟市デジタル社会推進基金の条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る8月30日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和3年8月30日に審査依頼のありました、第68号議案、宍粟市デジタル社会推進基金条例の制定については、令和3年9月2

日に第9回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第68号議案の主な内容は、地域社会におけるデジタル化を推進するための財政措置として、令和3年、4年度の2年間、普通交付税に地域デジタル社会推進費が算入されることから、デジタル社会の形成施策を集中的に推進するために基金を設置するものです。

審査の中で委員からは、積み立てる理由や今後の運用方法について質疑があり、当局からは、令和7年度末をめどに国から行政手続のオンライン化を進めるスケジュールを示されており、宍粟市もそれに従って取り組んでいく考えである。

一方で、全国統一の大きなシステムの構築等については、国からの情報を待ちつつ長期的に基金を活用していくとの回答がありました。

また、デジタル社会の推進に当たっては、マイナンバーを扱うような業務についてはセキュリティ対策をしっかりと行ってほしいとの意見がありました。

その他、関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第68号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第68号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第68号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

会議の途中ではありますが、ここで昼の休憩に入りたいと思います。

午後1時より会議を再開いたしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

午前11時54分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長(飯田吉則君) 休憩を解き、会議を再開します。

まず最初に、午前中の当局の答弁に訂正があるとのことですので、これを許可します。

福元市長。

○市長(福元昌三君) 大変申し訳ありませんでした。午前中の前田議員の一般質問の中で、災害復旧の国庫補助の関係で、農業関係では1カ所工事費を10万円というふうに発言を申し上げたんですが、大変申し訳ありません。1カ所40万円ということですので、訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ありませんでした。

日程第4 第69号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第4、第69号議案、宍粟市千種市民協働センター条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る8月30日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和3年8月30日に審査依頼のありました、第69号議案、宍粟市千種市民協働センター条例の制定については、令和3年9月2日に第9回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第69号議案の主な内容は、本年12月下旬の供用開始を目指す千種市民協働センターの設置に関する条例を整備するほか、機能集約される生涯学習事務所に関する条例の一部改正を行うものです。

審査の中で委員からは、特に質疑はありませんでした。

参考に賛否の確認をしましたところ、第69号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第69号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第69号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第70号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第70号議案、公立宍粟総合病院薬剤師修学資金貸与条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る8月30日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、10番、大畑利明議員。

○文教民生常任委員長（大畑利明君） 御報告いたします。令和3年8月30日に審査

付託のありました、第70号議案、公立宍粟総合病院薬剤師修学資金貸与条例の制定につきましては、9月3日に第9回文教民生常任委員会を開催して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告いたします。

第70号議案は、全国的な病院の薬剤師不足により、宍粟総合病院においても人員確保が困難な状況であることから、宍粟総合病院への就職を希望する者で、修学が困難な学生に対し、学費の一部を貸与することで将来にわたって不足が見込まれる薬剤師の安定的な確保を図るため、修学資金貸与条例の制定を行うものであります。

審査の中で、委員から、この条例で薬剤師の確保が見込めると考える点は何かとの質疑があり、当局からは、医師・看護師については、既に修学資金制度を設けている事例は多くあるが、薬剤師については、まだ、そのような体制や流れが確立されていないため、少しでも優位性を発揮して人材の確保を図りたいとの答弁がありました。

次に、委員から、条例中第5条の連帯保証人に関して、民法改正に伴い複数の保証人を設定しなければ債務の全額を確保できない事案が生ずるのではないかとの質疑があり、当局から、本件は貸付年限が決まっており、ある程度最終的な金額が特定できるため、特定の債務であれば、その保証について極度額を定める必要がないとする民法改正法による法務省見解に基づいているとの答弁がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第70号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（飯田吉則君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第70号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第70号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第71号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第6、第71号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る8月30日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和3年8月30日に審査依頼のありました、第71号議案、宍粟市産業立地促進条例の一部改正については、令和3年9月2日に第9回総務経済常任委員会を招集しまして審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第71号議案の主な内容は、条例中の法律及び省令が改正されたことに伴う文言の整理を行うものです。

審査の中で委員からは、特に質疑はございませんでした。

参考に賛否の確認をいたしましたところ、第71号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長(飯田吉則君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。



本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第71号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第71号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第72号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第7、第72号議案、宍粟市一宮温泉施設条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る8月30日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長(津田晃伸君) 令和3年8月30日に審査依頼のありました、第72号議案、宍粟市一宮温泉施設条例の一部改正については、令和3年9月2日に第9回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第72号議案の主な内容は、昨年4月以降休業していた「まほろばの湯」について、営業の再開にあたり使用料や営業日の特例を定めるための改正を行うものです。

審査の中で委員からは、祝日の営業はしないのか、また、利用者や費用についてどのように見込んでいるのかとの質疑があり、当局からは、土日のみ週2日の営業を考えているが、家原遺跡公園でのイベント時に臨時営業をすることは考えられる。また、利用は週末一日あたり200人程度を見込んでおり、そのペースで利用があると月当たり約80万円の赤字になる。なお、現状もメンテナンスのためお湯を張るなどしているため、営業しない場合では月30万円の赤字が生じているとの回答があり

ました。

その他、関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第72号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第72号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第72号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第73号議案～第75号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第8、第73号議案、兵庫県市町交通災害共済組合の解散についてから、第75号議案、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更についてまでの3議案を一括議題とします。

本3議案は、去る8月30日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和3年8月30日に審査依頼のありました、第73号議案、兵庫県市町交通災害共済組合の解散についてから、第75号議案、兵庫県市町交通災害共済組合規約の一部変更についてまでの3議案は、令和3年9月2日に第9回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本3議案の主な内容は、令和4年3月31日をもって兵庫県市町交通災害共済組合が解散することが全構成市町で合意されており、それに伴い組合の持つ財産の分配や事務の承継先を協議するものです。

審査の中で委員からは、特に質疑はございませんでした。

参考に賛否の確認をしましたところ、第73号議案から第75号議案までの3議案は、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本3議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第73号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第73号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第73号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第74号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第74号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第74号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第75号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第75号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第75号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第76号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第9、第76号議案、宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

本議案は、去る8月30日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和3年8月30日に審査依頼のありました、第76号議案、宍粟市過疎地域持続的発展計画の策定については、令和3年9月2日に第9回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第76号議案の主な内容は、本年4月1日より施行されている過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の目的にのっとり、令和7年度までの5カ年の計画を策定しようとするものです。

本件は、以前に一度委員会へ報告をいただいていた案件でもあり、パブリックコメントも実施されておることから、審査の中で委員からは、特に質疑はございません。

んでした。

参考に賛否の確認をしましたところ、第76号議案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第76号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第76号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第77号議案～第85号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第10、第77号議案、令和2年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第85号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

当該9議案につきましては、去る8月30日の本会議で提案説明が終わっております。

これより、決算質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

創政会、4番、浅田雅昭議員。

○4番（浅田雅昭君） 4番、浅田です。それでは、創政会を代表して決算質疑を行います。

今回、質疑が出ておるのは創政会だけということで、ほかの会派が出てない、こんなんでいいんだろうかなということで、私も驚いとんどすけども、これは議員サイドの問題ですから、また今後議員サイドの中で議論が必要かなというふうに思います。

それでは、質疑を行います。

今回の質疑は、具体的な事業について質疑をしておりますので、その点でお願いをしたいなというふうに思います。

まず、成果説明書の中からの質疑です。まず、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりの中から、いわゆる北部活性化について、アウトドアフィールドブランドデザインの報告書ができております。地域の活性化、これは市の最重要課題でありまして、市民も大きな期待をされております。この報告書について、当然私はこの報告書が基本構想であり、基本計画であると。この内容をもとに個々の事業を今後展開していくというふうに理解しております。

そうなりますと、事業を推進するに当たりましては、市だけでは、行政だけではできません。いわゆる事業推進に当たっては参画と協働、地域の理解と協力、あるいはまた連携が、これが必要不可欠な問題でございますので、そういった観点からそれぞれ市や地域団体、住民団体、事業者等のそれぞれの考えや思いが反映されているかということで、まず1点、その報告書の中身についての成果についてお尋ねをいたします。

続いて、快適に暮らせるまちづくりの中から、空き家対策について質疑をいたします。

北部活性化もこの空き家対策も代表質問の中の項目と合わせての話ですので、この空き家対策について、代表質問では特定空き家の認定以降のことについて重点的に質問がありましたけども、いわゆる私の今回の決算質疑においては、空き家バンク制度の取組として、利活用は一定の成果があると私は評価をしております。成約数も累計で190件ほどになっておりますので、これは非常にいい実績だと思っておりますけども、いわゆる代表質問でありました特定空き家等に認定するまでの、そこが非常に大切な業務ではないかなと。いわゆる適正に管理していただければ、何も言うことはないんですから、そういうふうに、いわゆる空き家法の第12条の規定に

基づく、いわゆる所有者への助言であったり、そういう事務について、どのような方針でどういうふうに取り組んだか、どういう成果があって、どういう課題があったかというふうな点をお尋ねいたします。

続いて、環境にやさしいまちづくりのところからは、資源循環型社会の構築について、質疑をいたします。

いわゆるごみの減量化に対する市民の多くの方々の取組ということで、資源物の回収量は非常に増加しております。令和元年度比で約1割強の増加があったのかなというふうに思います。ただ、残念なのが売却益の減少、元年度比で半分以下ということです。これは売却単価が当然、需要と供給、社会経済状況もあるんだろうと思いますけども、非常に売却益が減少していると。これで売却単価が安くなったから仕方ないんだということでもいいのかどうかというところの観点からの質疑なんですけども、そういうことで売却益が少なくなりますと、自治会資源物再資源化推進事業、これについても非常に影響が出てきますので、その点、売却単価が下がったから仕方ないんだということになるのか。いやいやまた違う今回の決算を見てこういう取組っていうか、どういうことが必要になってくるかということの事業評価をされたか、その点をお尋ねをいたしたいと思います。

それから、続いて安全で安心なまちづくりの中からは、消費者市民社会の形成に向けての取組、いわゆるいろんな啓発事業をしていただいております。こういう市民社会の形成に向けていろいろ啓発事業ということで、令和2年度もエシカル消費の講演会ということで、私も参加をさせていただきました。例年この時期に、去年は10月にあったと思うんですけども、要は、ここで私がお尋ねしたいのは、やはりこうエシカル消費とか、そういう消費行動について、やはり市民の皆さんにやっぱり理解をしていただいて、それが大きく市民運動になっていったらいいなど。そういうふうな市民運動になっていかなければなかなか成果というか、そういうのが成り立たないのではないかなというふうな観点から、やはり広くそういう市民に取り組んでいただけるような方策というか、こういう令和2年度の事業の実績も踏まえて、どういうふうに評価されているか。いわゆる当然消費者協会の方々との連携というのも非常に重要だと思いますので、その点の評価についてお尋ねをいたします。

それから、続いて保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりの項目からは、病院事業についてお尋ねをいたします。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大の中、当然市民の命と健康を守るということで、通常の医療も十分確保しながらコロナ対応ということで、

非常に御苦勞をいただいております。そうした中で、現実として外来患者さん、入院患者さんが減少したということも、これは実績として上がっております。この状況については、今後も続いていくのかなという予測の中で、病院事業の決算の中で、どういうふうに分析されたか、いわゆる今後ウイズコロナ戦略といいますか、このウイズコロナの中で病院の経営をどうしていくのか、この令和2年度の決算の分析をする中で、戦略等をお考えであれば、その辺の評価をお尋ねをしたいというふうに思います。

最後に、参画と協働のまちづくりの推進というところで、これは新規事業の協働のまちづくり、トライアル交付金事業、このことの新規事業ですので、どういう成果があって、どういう課題があるのかなという事業評価をお尋ねしたいんですけども、当然コロナ禍の中でいろんな行事等が中止になっております。実績として2事業ということだったかなと思うんですけども、各それぞれの地域の自治会等々も事業を実施していこうということで、いろんな準備はされていたことであろうかと思しますので、いわゆるこの交付金事業の事業目的に合った事業評価ができるのか、いやいやこういう課題があった、コロナのことはあるとしても、こういう課題があった、今後どういうふうにしていこうということを考え、評価をお尋ねをしておきたいなというふうに思います。

以上、1回目終わります。

○議長（飯田吉則君） 浅田雅昭議員の決算質疑に対して、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、決算質疑に対して御答弁申し上げたいと、このように思います。創政会代表の浅田議員の御質問、大きく6点ありますが、私のほうからは、5点で総合病院の関係については、副院長より答弁していただきたいと思っております。

まず最初に、アウトドアのフィールドの関係であります。令和2年度にアウトドア用品大手の株式会社モンベル社に市内の現地調査等を行っていただき、「アウトドアフィールドグランドデザイン」を策定、報告書をまとめていただきました。内容については、アウトドア専門事業者の外からの視点で、例えば、林道を走行するマウンテンバイクと登山を組み合わせた宍粟市ならではの体験コースの設定など、新たな宍粟市の魅力、自然の活用などについて具体例が示してあります。

御指摘の地域住民、団体、事業者の方々の「思い」については、令和3年度に御意見を頂く場を設けて進めておるところであります。今後、市の取組をまとめるア



ウトドア活動推進計画に反映をしていきたいと、このように思っています。

令和2年度のその報告書をもとにして、さらに具体的なところへ詰めていきたいと。それには市民の皆さんのいろんな参画・協働の中で共にそのことの実現に向けていきたいと、このように思っております。

2点目の危険な空き家への対応であります。代表質問の中でもありましたが、成果としては特定空き家に認定した6件中1件については令和2年度内に解体撤去に至りました。この建物は、地域住民の生活道に面し、倒壊等のおそれもあったことから、地域の皆様の安全安心な環境が図られたと、そのように理解をしております。

令和3年度においても解体撤去すると約束していただいたものが1件ありまして、継続した取組が徐々にであります。成果として表れてきていると、このように認識をしております。令和2年4月策定した対策計画、これに基づいて順次していくことは当然のことではありますが、なお一層事前の方策というか、事前の指導・助言、そういったことが非常に大事だと、このように令和2年度を通じて感じたところがあります。

特に課題としては、やはり危険な空き家（特定空き家）といえども、私有財産でありまして、市民の方が近隣の空き家でお困りの場合でも、市が所有者の許可を得ず勝手に危険箇所を除去したり、あるいは立木を伐採することは、財産権の侵害に当たります。また、所有者の搜索や、あるいは相続人を確定させる事務が大変重要であるなど、その対応については大変難しく、解決には、継続した取組が必要でありまして、令和2年度を通じて多くの時間と労力を費やす中で、この問題と対応する必要があると、このように感じたところがあります。

しかしながら、現在もそうであります。空き家所有者に対しては、繰り返し粘り強く指導助言等を行っていく必要があると、そのことが一歩でも進んでいくのではないかなど、このように思っています。もちろん行政代執行に至るまでの法的措置、このことについても的確に進めていく必要があるわけでありまして、そういったことをこの令和2年度を通じて感じておりますし、令和3年度に向けては先般お答え申し上げたとおり、さらに問題解決をできるだけ長期にわたる部分はありますが、それぞれ個々しっかり対応しながら、解決を図っていく必要があると、このように認識をしております。

3点目の環境にやさしいまちづくりであります。資源物の回収ステーション、こういう形で大変自治会長さんをはじめ地域の皆さんにいろいろ啓発をしていただい

て今日まで来ておるところであります。昨年度は資源物の回収量は500トンの目標値に対しまして535.7トンと、目標を上回る成果となったところでもあります。お話があったとおり約10%以上の増量と、こうなっております。

その原因もいろいろ探っていくところではありますが、いろいろコロナの影響もあつたり、いろんなこともあつたり、あるいは市民の皆さんがそういったことへの関心の高まりと、このことが非常に大切なおところでありまして、その点では10%ということではありますが、私は意識が向上したのではないかなと、このように考えております。

しかし、売却益については減少しておるということで、お話があったとおりであります。令和2年度は令和元年度と比べますと半分以下となっております。要因は、先ほどおっしゃったとおりであります。買取り価格の下落であつたり、市場価格というものが非常に影響があるのではないかなと、このように捉えております。

したがって、自治会への交付金は売却代金と同額になりますので、今後においても、さらなる分別の徹底はもちろんであります。市場価格の把握などにより売却代金をしっかり確保して、少しでも多くの金額を自治会へ交付できるよう、市もいろんなアンテナを上げながら対応することが必要と、こういうことについて令和2年度を通じて感じたところでもあります。

私は、自治会長さん等々含めて自治会の皆さん、あるいは市民の皆さんがいろいろ御協力なり、その方向を向いていただいておりますので、この自治会への交付金というのは、非常に皆さんにとっては意欲の向上にも一つはつながる可能性もあると思いますので、そういう観点で捉えておりますので、なお一層申し上げたとおり、努力をしていきたいと、このように思います。

次に、安全で安心なまちづくりであります。この間、一般質問でもいろいろそのことがありました。特に、消費者市民社会の形成に向けて環境や社会、地域等への影響をしっかりと考えて消費行動を行う、いわゆる「エシカル消費」の考え方と当然一致するわけでありまして、宍粟市ではエシカル消費を実践することは、公正で持続可能な社会の発展に欠かせないものとして取り組んでおるところであります。

令和2年度は、10月の食品ロス削減月間に合わせて、豊かな未来へつなげるためのエシカル消費や、食品ロスの現実に触れ、その原因や影響について学ぶ講演会や映画会などを開催しました。参加もしていただいたようではありますが、参加者からは「食品ロスが世界の貧しい人たちの生存にも関わることを認識した」、また「食品だけでなく生活そのものの見直しをしていくことが大切だと気づいた」などとい

った感想を頂き、消費者一人一人に何ができるかを考えるきっかけとして提供することができたと考えております。

また、新型コロナの拡大の関係で、家庭で過ごす時間が多くなったことを受け、消費者庁作成の「日常の買い物から学ぶエシカル消費」の動画や、消費者協会では地球環境をテーマにした紙芝居をそれぞれしそチャンネルで放送をさせていただいております。集客型の事業がなかなか実施しにくい状況ではありますが、関係機関や団体と連携しながら、できることを令和2年度については行ったところであります。

しかし、一方では「エシカル消費とは何ですか」、「これは宍粟市だけの取組ですか」などの御質問をいただくなど、まだまだ啓発が行き届いていないことも実感をしたところあります。

このようなことから、今後も引き続き、実践につながる消費者教育や、あるいは啓発事業が必要であると、このように感じておりました。令和3年度につなげていきたいと、このように思っておったところであります。そのことがおっしゃったように、市民運動へどうつないでいくかということの大きな課題だと思っておりますので、今後そういったことを踏まえながら、取組を強化していきたいと、このように思います。

最後の6点目ではありますが、協働のまちづくりトライやる交付金事業は、個人や地区自治会をはじめ各種団体が連携して、支え合う広域的な協働のまちづくり組織の創出に向けて、また、地区の課題解決に向けた組織の育成を目的として、令和2年度に創設して推進してきたところであります。

各地区での取組状況につきましては、地区コミュニティ支援員を配置している千種地区においては、全自治会との協働のもとで千種町まちづくりアンケート、千種全体の住民の意識調査ですが、を実施されました。さらには、女性グループ、子育てグループ等と連携し、男女共同参画をテーマとした勉強会、手芸を通じた交流会、意見交換会を計画していただきました。また、モデル地区以外では、城下地区で地区イベントを通じた交流事業を計画をしていただいたところであります。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、千種地区では男女共同参画の交流会、意見交換会、城下地区での交流事業は、残念ながら最終的には実施を見送られております。

このような状況の中の成果ではありますが、コロナ禍にあっても、当事業を活用することを前向きに検討していただき、協働のまちづくりの第一歩を踏み出されたこ

とは一つの成果であるとも考えております。

そこに関わった皆さんを中心に、地域への愛着心や地域力の向上、さらにはコミュニティ意識の醸成、市民自治の機運醸成につながったのではないかなど、このように思います。

一方では、課題ではありますが、このコロナ禍において、多くの人が集まり、対面でのコミュニケーションを取ることが難しい状況でしたので、市全体、あるいはそれぞれ区内でも協働のまちづくりの意識醸成が十分に浸透しなかったと、このように思っておるところであります。

これらの課題のことを踏まえながら、引き続き各地区へのトライやる交付金、あるいはコミュニティ支援員、あるいは市や県の制度も含めた制度を啓発しながら、それぞれの地域の愛着の意識醸成や、さらには地域での前向きに主体的に取り組んでいただけるような、まさに男女共同参画社会、あるいはそういった地域づくりの支援を続けていくことこそ重要だと、このように考えておりまして、令和3年度に向けてそのことを踏まえながら取り組んだところであります。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 私のほうからは、収益確保、費用抑制に向けたウイズコロナ戦略等の考え方の御質問につきましてお答え申し上げます。

令和2年度の決算状況でございますが、入院部門につきましては、患者数は対前年度比は10.3%の減、また収益は10月までは前年度を上回る状況でございましたが、御承知のとおり新型コロナウイルス感染症対応に伴います県からの病棟整備要請や市内の感染状況等から、4階病棟をコロナ患者専用病床として整備をしたため、11月以降は減収となりましたものの、コロナ感染症診療に対します診療報酬点数のかさ上げ措置等や手術件数の確保努力によります内科や整形外科の増収もございまして、収益は年間ベースでは対前年度比2%程度の減にとどまったところでございます。

外来部門につきましても、年度当初より不要不急の外出抑制によります診療控えが続き、患者数は対前年度比8.2%減となったものの、一定水準の診療単価が維持できたため、収益は年間ベースで対前年度比3.3%程度の減にとどまったところでございます。

令和3年度の稼働状況でございますが、外来部門につきましては、コロナ慣れなどにより年度当初から患者数が増加傾向にございまして、7月末累計ベースでは、

患者数は対前年度比7.3%の増、収益は対前年度比で11.2%の増となっております。

一方、入院部門につきましては、前年度から引き続き一般医療に使用できる病床が制限されている中で、内科・整形外科の入院患者数が減少している状況もございまして、結果的に患者数は対前年度比15.7%の減となっております。また、収益につきましては、対前年度比で9.0%の減と落ち込んでいるところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、ワクチン接種も順次進んでいますが、第5波の終息の兆しも含め、今後の終息が見通せない中で、ウイズコロナの対応といたしまして、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として必要な取組をしつつ、一般医療の提供にも最大限の努力をするものの、当面は入院収益の低迷はやむを得ないものと考えているところでございます。

この間の一般的に言われている医療環境の変化といたしましては、小児科や呼吸器内科、循環器内科関係を中心に診療ニーズの減少が見られると言われておりますが、総合病院を取り巻く医療環境につきましても、今後の医療ニーズの変化がどう見られるのか、関係データを継続的に分析して、今後の総合病院の診療機能の在り方を検討していきたいと考えているところでございます。

このような取組を通じまして、ポストコロナを視野に入れ、救急患者の受入れ強化、専門外来のさらなる充実、地域医療機関や中播磨の高度急性期病院との緊密な連携を図るなどによりまして、集患力の維持・向上に努めるとともに院内物流管理システムの活用や積極的な価格交渉によります診療材料費の抑制、ジェネリック薬のさらなる採用によります薬品費の抑制などにも引き続き取り組み、今後とも予断を許さない状況ではございますが、健全経営の確保に真摯に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 4番、浅田雅昭議員。

○4番（浅田雅昭君） 詳しく答弁いただきましたので、後の具体的な審査については、当然決算委員会がございまして、それぞれ決算委員会の中でしていただいたらなというふうに思います。

1点か2点、空き家の関係で、市長からは特定空き家等の認定以降の、これは代表質問でも答弁いただいておりますので結構ですが、私言いましたように、前段の特定空き家の認定に至るまでの仕事が大切ではないかなという思いもありましたので、そのことについて担当部としてどういうふうな考えのもとに取組を進められたか、その成果等々、少し代表質問のところで答弁頂きましたけども、その点もう

少し詳しく答弁頂けてたらなというふうに思います。

それから、もう1点は、消費者市民社会の構築ということで、私、一般質問でいつだったか、ペットボトルの削減の中で市民運動として何か取り組めないかなということで、そういうふうなお話もさせてもらったかなというふうに思うんですけども、やはりエシカル消費の中でも環境への配慮とか、社会への配慮、地域への配慮等々、当然今地産地消ということで宍粟市、やっていますので、どれをターゲットにするかは別としても、やはり多くの市民の方々に理解をしていただくという取組が僕は長いスパンになろうかと思えますけども、長いスパンでそういう取組が必要だろうなというふうに思いますので、そういう観点から事業の進め方というか、それをどういうふうに評価されたのかというのをもう一度お答えいただきたいと思えます。

この2点、お願いします。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 空き家特別措置法第12条、所有者等による空き家等の適切な管理の促進、この取組も含めまして特定空き家認定に至るまでの対策について、お答えさせていただきます。

空き家の利活用につきましては、将来の管理不全の空き家を減少させる取組でもございますので、空き家の利活用についてもさらなる方策を検討していく必要がございます。

既に活用できなくなっている空き家につきましては、「空き家等の適切な管理について」というような通知を所有者の方に送付させていただいております。これにつきましても、現在は通知というところでとどまっておるわけなんですけども、これから先につきましては、さらに効果的な啓発を図るという意味で、また面談とかいう方法も検討してまいりたいと思っております。

これにつきまして自主的に除却していただく報告も検討していく必要がございます。現在、特定空き家に認定したものにつきましては、補助制度がございますが、特定空き家に至っていない空き家への支援については、これまでも議会から御意見も頂いており、研究を行っているところでございます。

兵庫県が空き家活用特区条例の制定の検討を開始しております。その中でも特定空き家の予備軍への除却支援についても検討されておりました、引き続き国県の同行を注視しながら、研究してまいりたいと考えております。

○議長（飯田吉則君） 森本市民生活部長。

○市民生活部長（森本和人君） 私のほうからは、消費者市民社会の形成ということで、浅田議員のほうからいろんな啓発事業をされているけども、どう将来的な消費活動も含めて市民運動につながっていくのかというような御質問だったと思います。

確かにいろんな啓発事業、消費者協会とか消費者センターを通じて事業実施しておりますけども、実質、今のところは啓発が重点でありまして、今後その令和2年度の課題も整理しながら、学ぶことから知る、知ることから実践行動に移すということで、市民の方に広げていくということが一つの課題だと思っておりますので、その課題克服のために令和3年度につないでいきたいと思っております。

なお、令和3年度につきまして、一応食品ロスダイアリーということで、市民モニターを募りまして、実質市民の皆様はその食品ロスの関係で体験していただくと、それがどう結びついていくのかということも含めて考えております。

いずれにしても、市単独ではできないことでもありますので、消費者協会の皆さんと連携しながら、また、事業者とも連携しながら、この地道な活動を続けていって市民の活動のほうにつながるような取組に邁進してまいりたいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 4番、浅田雅昭議員。

○4番（浅田雅昭君） 分かりました。先ほども言いましたように、具体についてはこの後来週から決算委員会がありますので、決算委員会のほうに審査をよろしくお願いいたしまして、創政会からの決算質疑はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（飯田吉則君） 創政会、4番、浅田雅昭議員の質疑を終わります。

以上で、通告に基づく決算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております、第77号議案から第85号議案までの9議案は予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、10月4日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時55分 散会）